

教育現場のオンライン化の推進

令和3年11月9日
文部科学省初等中等教育局

目指すべき教育改革の方向性とGIGAスクール構想について

学校教育（学習指導要領等）を通じて育てたい姿、資質・能力

- ✓ 変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、予測不可能な**未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力**を一層確実に育成することが必要。
- ✓ 子供や学校等の実態に応じ、各教科等の特質や学習過程を踏まえて、**資質・能力の三つの柱をバランスよく育成**。

目指すべき教育改革の方向性

- ✓ GIGAスクール構想の推進により、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、**個別最適な学びと協働的な学びや創造性を育む学び**を実現。
- ✓ 令和2年度から順次実施される**新学習指導要領を着実に実施**するとともに、教育課程や教員免許、教職員配置の一体的な制度の見直しや、教師のICT活用指導力の向上、情報教育の充実など、**ハード・ソフト両面からの教育改革**。
- 臨時休業中の子供たちの学びを保障するため、**オンライン等も活用した家庭学習と、教師による学習サポート・学習状況の把握の組合せ**により、学習に著しい遅れが生じないように支援。

<資質・能力の三つの柱>

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力、人間性等の涵養

生きて働く
知識及び技能
の習得

未知の状況にも対応できる
思考力、判断力、表現力等の育成

- ICTの積極的活用による充実
- 「**1人1台端末**」の実現
 - 学校・家庭の**ネットワーク整備**
 - 教師の**ICT活用指導力**の向上
 - **ICT技術者**の配置充実

主体的・対話的で深い学びの視点からの学習改善
(アクティブ・ラーニング)

組織的・計画的に教育活動の質の向上
(カリキュラム・マネジメント)

教師の資質・能力の向上

専門人材の活用など指導体制の充実
(チーム学校の実現)

GIGAスクールを基盤とした令和の日本型学校教育



「GIGAスクール構想」の実現のためのハード・ソフト・人材一体となった学びの環境整備

- ✓児童生徒1人1台端末を実現し、これまでの実践とICTのベストミックスを図り、**児童生徒・教師の力を最大限に引き出す。**
- ✓緊急時における、**児童生徒の「学びの保障」**の観点からも、**ICTを効果的にフル活用**することが重要。
- ✓ハード面の整備だけでなく、**ソフト・人材を一体とした改革**を強力に推進。

＜ハード＞ ICT環境整備の抜本的充実

- 児童生徒1人1台端末を実現
- 高速大容量の通信ネットワーク
- 家庭学習のためのLTE通信環境（モバイルWi-Fiルータ等）の整備支援
- 通信費の支援

＜ソフト＞ デジタルならではの学びの充実

- 新学習指導要領の実施
- デジタル教科書・教材などのデジタルコンテンツの導入促進
- 各教科等ごとのICTを効果的に活用した学習活動や先端技術の利活用方法を提示
- データ標準化やCBTの活用等により、教育データ利活用を推進

＜人材＞ 日常的にICTを活用できる体制

- (独)教職員支援機構による、各地域の指導者養成研修の実施、研修動画の配信
- 文部科学省に設置した「GIGA StuDX推進チーム」による指導支援の充実
- ICT活用教育アドバイザーによる、相談体制の充実
- GIGAスクールサポーターによる、学校における導入支援
- ICT支援員による、日常的な教員のICT活用支援

參考資料

R 2 秋のレビューの指摘事項に対するフォローアップ①

個別項目	対応方針・スケジュール	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> ○ GIGAスクール構想の実現は我が国にとって重要な課題であり、文部科学省は、<u>同構想を踏まえた新たな授業や教育の在り方を提示する必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ GIGAスクール構想の実現も踏まえた新たな教育の在り方については、現在中央教育審議会において議論いただいております。今後目指すべき学びの姿として「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」が示されている（令和2年10月7日中央教育審議会初等中等教育分科会中間まとめ）。これらの議論も踏まえ、このような学びの実現に向け、新学習指導要領を着実に実施するとともに、GIGAスクール構想を強力に推進しつつ、必要な取組を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中央教育審議会における議論の結果、『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）』（令和3年1月26日）において、今後目指すべき学びの姿が示された。 ○ 本答申で示された学びの実現に向けて、引き続き、新学習指導要領を着実に実施するとともに、オンラインを活用し、教師等がより児童生徒等に寄り添う質の高い教育が行われるよう、オンラインを活用した授業の好事例を収集・周知すること等を通じて学校現場における創意工夫が十分発揮されるよう、学校現場を後押ししている。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 紙とデジタルが併存することで、過渡期ではより多くの税金を投じなければならないことから、<u>教育関係者だけでなく行政改革の視点からも改善が必要である。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 紙の教科書と学習者用デジタル教科書の関係も含めた今後の在り方については、経済団体等の教育関係者以外も参加いただいている有識者会議において、指摘を踏まえつつ検討を進めていく。（令和3年3月に中間まとめ、令和3年6月に第一次報告が取りまとめられた。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「学校教育法第三十四条第二項に規定する教材の使用について定める件」（平成30年文部科学省告示第237号）に規定する上記基準の撤廃を内容とする改正を行い、令和3年4月より、学習者用デジタル教科書を各教科の授業時数の2分の1以上使用することができることとした。 ○ 引き続き有識者会議において、児童生徒に対する教育の質を高める上で、紙の教科書との関係をどのようにすべきかについて、全国的な実証研究や関連分野における研究の成果等を踏まえつつ、更には財政負担も考慮しながら、検討していく。
<ul style="list-style-type: none"> ○ デジタル社会にふさわしい授業や教育の在り方を検討し、これを可能にする<u>オンライン授業などに関する各種規制の見直しや、必要となる教職員の能力向上がさらに検討されるべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方については、現在、中央教育審議会等においても議論いただいているところであり、今後、これらの議論や、規制改革会議等の動きも踏まえつつ、発達段階に応じた遠隔・オンライン教育の活用に向けて具体的な検討を行い、制度的な措置を含め、必要な取組を進める。 ○ 教師がICTを活用して指導する力を身に付けられるようにすることや、その支援を行うため、現職教員や学校・教育委員会等に対しては、独立行政法人教職員支援機構と連携した、各地域でのICT活用に関する指導者の養成研修の実施や、各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する参考資料や解説動画の作成・公表をしたところであり、引き続き必要な取組を進める。 ○ 教員養成段階においては、平成31年4月からICTを用いた指導方法を必修とした新しい教職課程が始まっているが、その内容のさらなる充実に向け、教職課程におけるICTに関する科目の新設などについても中央教育審議会において御議論いただいているところであり、こうした検討状況を踏まえ、引き続き、学校現場におけるICTの円滑な利活用が図られるよう、必要な施策を積極的に推進していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学びの在り方については、中央教育審議会において議論を重ね、『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）』（令和3年1月26日）において今後目指すべき学びの姿が示された。 ○ 「教育現場におけるオンライン教育の活用」（令和3年3月29日内閣府特命担当大臣（規制改革）及び文部科学大臣合意）や規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）等も踏まえ、引き続き、オンラインを活用し、教師等がより児童生徒等に寄り添う質の高い教育が行われるよう、オンラインを活用した授業の好事例を収集・周知すること等を通じて学校現場における創意工夫が十分発揮されるよう、学校現場を後押ししている。 ○ 令和3年度においては、「ICT活用教育アドバイザー」等による学校のICT環境整備の加速とその効果的な活用を一層促進するための専門的な助言・支援や、ICTを効果的に活用するための指導事例等の教師向けオンライン研修プログラムの作成等の取組を実施しているところ。また、令和4年度概算要求において、「ICT活用教育アドバイザー」が1人1台端末環境の本格運用を踏まえたICT活用等に関する助言・支援等を行うための経費を計上。 ○ 令和2年12月、全国の学校における1人1台端末を活用した学びを支援するため、「GIGA StuDX（ギガ スタディーエクス）推進チーム」を文部科学省内に設置し、優れた活用事例等の情報発信や、全国の学校設置者を対象とした説明会を行い、端末の活用やその研修を促進するなど、教育指導面での支援活動を推進しているところ。 ○ 教員養成段階においては、平成31年4月からICTを活用した指導法を必修化していたところ、令和3年8月には教育職員免許法施行規則を改正し、令和4年度以降の教職課程においてICTに特化した科目を新設し、1単位以上の履修を義務化し、さらなる充実を行った。

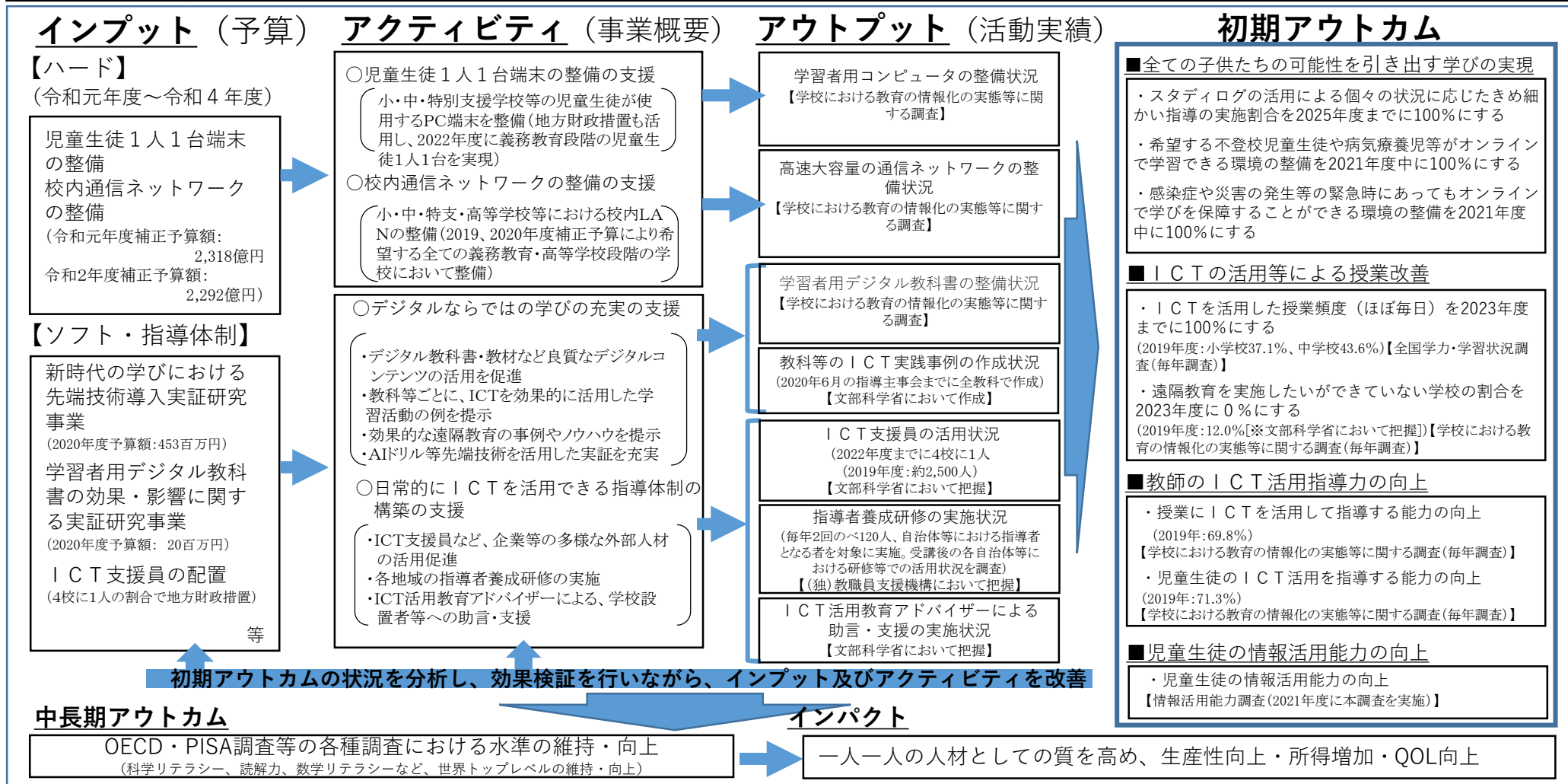
R 2 秋のレビューの指摘事項に対するフォローアップ②

個別項目	対応方針・スケジュール	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員の養成については、都道府県ごとに教員に対するICT研修に大きな差が生じており、所期の目的の実現可能性に疑義が生じている。研修についての取組が不足しているところには文部科学省としてもしっかりと働きかけを行うべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修についての取組が不足している教育委員会に対しては、ICT活用に関する専門的な助言や研修支援などを行う「ICT活用教育アドバイザー」の派遣等を通じた研修の働きかけを行うことも含めて、引き続き、教師がICTを活用して指導する力を身に付けられるようにすることや、その支援を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度においては、「ICT活用教育アドバイザー」等による学校のICT環境整備の加速とその効果的な活用を一層促進するための専門的な助言・支援や、ICTを効果的に活用するための指導事例等の教師向けオンライン研修プログラムの作成等の取組を実施しているところ。また、令和4年度概算要求において、「ICT活用教育アドバイザー」が1人1台端末環境の本格運用を踏まえたICT活用等に関する助言・支援等を行うための経費を計上。 ○ 令和2年12月、全国の学校における1人1台端末を活用した学びを支援するため、「GIGA StuDX（ギガ スタディーエックス）推進チーム」を文部科学省内に設置し、優れた活用事例等の情報発信や、全国の学校設置者を対象とした説明会を行い、端末の活用やその研修を促進するなど、教育指導面での支援活動を推進しているところ。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒一人一台端末の整備や学校ネットワークの環境整備に係るアウトカムやアウトプットについては、所期の目的や事業内容が同様のものである事業があるにもかかわらず、設定しているアウトカムやアウトプットが異なっており、整理ができていない。こうしたアウトカム、アウトプットについては、事業が学校種別ごとに縦割りになっているという現状を改めて、所期の目的の達成状況や事業の効果の測定に資する適切な指標となるよう、精査するべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒1人1台端末の整備や、学校ネットワークの環境整備に係るアウトカム・アウトプットについては、令和3年度の行政事業レビューシート作成時までに、事業全体での指標の統一や、より適切な指標の設定などについて再検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度の行政事業レビューシートでは、アウトカムやアウトプット指標について、設置者種別（国・公・私）に関わらず、同様の指標を設定するとともに、アウトカムについては新たに「ICTを活用した授業頻度（ほぼ毎日）を2023年度までに100%にする」を共通の指標として設定した。 ○ 加えて、アウトカム指標については、外部有識者からの指摘を踏まえ、児童がICTを活用しているかを測定する指標（「小学校の5年生までに受けた授業で、コンピュータなどのICTをどの程度使いましたか。」で「ほぼ毎日」の回答割合：全国学力・学習状況調査）を新たに追加した。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習者用デジタル教科書普及促進事業については、紙からデジタルへ切り替えを進めていく上で、標準化などを進めて、より少ない予算でより教育効果が上がるよう、遅滞なく検討を進めていくべきである。 ○ デジタル化の導入による効果の最大化を図っていくことが重要であることから、各事業内容を精査して事業の更なる効率化や予算規模の適正化を追求する必要があり、こうした努力を不断に行っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学習者用デジタル教科書の今後の在り方については、標準的な機能や仕様の在り方も含めて有識者会議において検討を進めているところであり、こうした検討を踏まえデジタル教科書の普及促進を図っていく。（令和3年3月に中間まとめ、令和3年6月に第一次報告が取りまとめられた。） ○ デジタル教科書が今後さらに普及し、紙の教科書と同等のものとして定着するには、デジタル教科書を学校現場において大規模に使用しつつ、多数の教科で大人数が使用する場合のクラウド配信に係るフィージビリティ検証や、教育効果の分析・最大化のための実証を行う必要があるが、こうした取組の実施に当たっては、関連事業相互の重複を避ける等、事業の精査をしつつ、普及促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度以降の実証研究をより有効に行い、実際に学習者用デジタル教科書を導入した学校で、どのような活用がされたのかや発達の段階・教科等の特性に応じたデジタル教科書の使用による効果・影響を分析するなど、デジタル教科書に関するより多くの成果を得られるようにする。 ○ この実証事業の成果等を踏まえ、引き続き有識者会議において紙の教科書とデジタル教科書の関係を含む学習者デジタル教科書の今後の在り方を検討していく。 ○ 学習者用デジタル教科書に標準的に備えることが望ましい最低限の機能や操作性等、過年度のデジタル教科書を使用できるようにするための方策など、デジタル教科書の普及促進に向けた技術的な課題について議論するワーキンググループを令和3年7月から開催している。現在民間事業者ごとに異なる機能や操作性等が今後標準化されれば、児童生徒の学習効率が上がり、ひいては教育効果の向上に貢献できる。 ○ 学習者用デジタル教科書普及促進事業について、事業規模について見直し、概算要求時点では約52億円規模で要求していたところ、予算案では約22億円規模に縮小するなど、令和3年度予算に反映した。 ○ 令和4年度概算要求においては、関連事業相互の重複を避けるなどの事業の精査をしつつ、デジタル教科書を学校現場において大規模に使用しつつ、本格的な導入を見据えたクラウド配信に関するフィージビリティ検証や、教育効果の分析・最大化のための実証、把握した教育効果を踏まえて、より効率的にデジタル教科書を活用した教師の指導力を向上させるための指導法の研究・実践・発信、より効率的に事務的手続きを行うためのデジタル化に対応した教科書制度の見直しに向けた調査研究に係る経費を計上している。

R 2 秋のレビューの指摘事項に対するフォローアップ③

個別項目	対応方針・スケジュール	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害を持つ児童生徒や病気にかかっている児童生徒に対して、デジタルを使って教育をサポートすることが今まで以上に可能となることから、<u>アクセシビリティの改善に関する指標をロジックモデルやアウトカム指標などに設定するべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある児童生徒等に対するアクセシビリティの改善に関する指標の設定については、令和3年度の行政事業レビューシート作成時までに、初期アウトカムに関連する指標を追加するなどの具体的な検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度の行政事業レビューシートの成果目標及び成果実績（アウトカム）に、「障害のある児童生徒に対して、障害に応じたICTを活用した支援の実施状況を2023年度までに100%にする」を記載した。
<ul style="list-style-type: none"> ○ GIGAスクール構想に係る各種施策については、令和3年度予算の成立後には、<u>レビューシートを分散せず一貫性が確保できるよう、改善するべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各事業の当初の事業目的や達成状況が分かりにくくなるため、レビューシートの事業単位は現行のとおり整理とするが、レビューシートの一貫性の確保については、レビューシートごとの関連が分かるよう、シートに記載されている「関連事業」欄を再度精査するとともに、補足資料の添付など分かりやすい資料の構成となるような工夫について、令和3年度の行政事業レビューシート作成時までに検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度の行政事業レビューシートにおいて、シートに記されている「関連事業」欄の精査をするとともに、G I G A スクール構想の各種施策とレビューシートの対応関係を整理した補足資料を添付することで、一貫性の確保の手立てを講じた。

<p>解決すべき 問題・課題</p>	<p>Society 5.0時代を生きる子供が未来を切り拓いていくための資質・能力を育成する質の高い学びを実現するためには、教育におけるICT活用が不可欠である一方、学校ICT環境の整備は遅れており、自治体間格差も大きい。また、世帯年収が低い家庭ではインターネットが利用されていない傾向にあるといった格差も存在する。</p> <p>このような中、OECDの学習到達度調査(PISA 2018)などにおいて、我が国の児童生徒について、デジタルテキストも含めた読解力や情報活用能力など情報化への対応にも課題がみられる。ICTを有効活用し、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを実現するため、令和の時代における学校の「スタンダード」として、全国の学校におけるICT環境整備が急務である。</p> <p>また、今般の新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業期間において、子供たちの学びを保障する観点からも、ICTを活用して家庭でも学び続けられる環境を早急に整備することが不可欠。</p>
<p>上記問題・課題 と事業との関係</p>	<p>1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークの一体的に整備するとともに、利活用優良事例の創出・普及、日常的にICTを利用できる体制の整備、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる。また、それらの取組を加速することで、全ての児童の学びを保障出来る環境を早急に実現する。</p>



1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

社会背景

【急激に変化する時代】

- 社会の在り方が劇的に変わる「**Society5.0時代**」
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大など先行き不透明な「**予測困難な時代**」
- 社会全体の **デジタル化・オンライン化、DX加速の必要性**

子供たちに育むべき資質・能力

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

【ポイント】

- ✓ これらの資質・能力を育むためには、**新学習指導要領の着実な実施**が重要
- ✓ これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、**ICTの活用**が必要不可欠

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

「日本型学校教育」とは？

子供たちの知・徳・体を一体で育む学校教育

- 学習機会と学力の保障
- 全人的な発達・成長の保障
- 身体的・精神的な健康の保障

【新しい動き】



【成果】

【今日の学校教育が直面している課題】

国際的にトップクラスの学力	子供たちの多様化	情報化への対応の遅れ
学力の地域差の縮小	生徒の学習意欲の低下	少子化・人口減少の影響
規範意識・道徳心の高さ	教師の長時間労働	感染症への対応

「正解主義」や「同調圧力」への
偏りからの脱却

一人一人の子供を主語にする
学校教育の実現



「日本型学校教育」の良さを受け継ぎ、更に発展させる
新しい時代の学校教育の実現

2020年代を通じて実現を目指す学校教育
「令和の日本型学校教育」の姿

＼全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現／



子供の学び

- ✓ 「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実されている
- ✓ 各学校段階において、それぞれ目指す学びの姿が実現されている

#個別最適な学び #協働的な学び
#主体的・対話的で深い学び #ICTの活用



教職員の姿

- ✓ 環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている
- ✓ 子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている
- ✓ 子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている

#教師の資質・能力の向上 #多様な人材の確保 #家庭や地域社会との連携
#学校における働き方改革 #教職の魅力発信 #教職志望者の増加

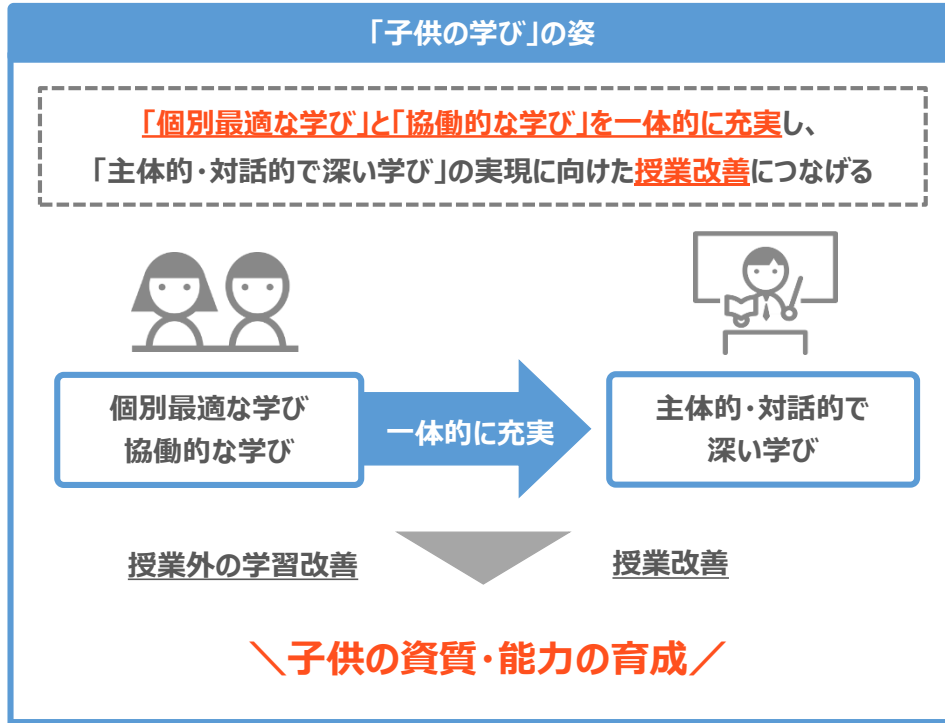


子供の学びや
教職員を支える環境

- ✓ ICT環境の整備により全国の学校で指導・支援の充実、校務の効率化等がなされている
- ✓ 新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている
- ✓ 人口減少地域においても魅力的な教育環境が実現されている

#ICT環境の整備 #学校施設の整備
#少人数によるきめ細かな指導体制

「令和の日本型学校教育」における「子供の学び」の姿について



個別最適な学び【学習者視点】（＝個に応じた指導【教師視点】）

＼子供が自己調整しながら学習を進めていく／

指導の個別化

- ✓ 子供一人一人の特性・学習進度・学習到達度等に応じ、
- ✓ 教師は必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫を行う

→ 一定の目標を全ての子供が達成することを目指し、異なる方法等で学習を進める

学習の個性化

- ✓ 子供一人一人の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、
- ✓ 教師は一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供を行う

→ 異なる目標に向けて、学習を深め、広げる

協働的な学び

- ✓ 子供一人一人のよい点や可能性を生かし、
- ✓ 子供同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働する

→ 異なる考え方が組み合わせたり、よりよい学びを生み出す

各学校段階において目指す学びの姿

幼児教育

- 小学校との円滑な接続、質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等による、質の高い教育が提供されている
- 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、全ての幼児が健やかに育つことができる

高等学校教育

- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれている
- 多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学びが行われている
- 探究的な学びやSTEAM教育など教科等横断的な学びが提供されている

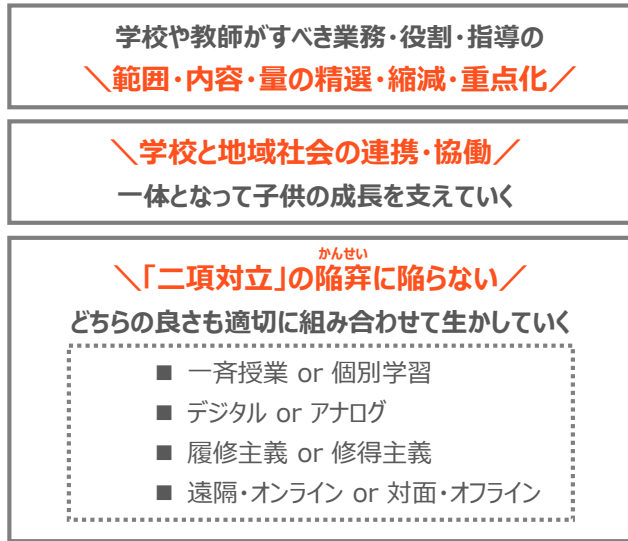
義務教育

- 基礎的・基本的な知識・技能や学習の基盤となる資質・能力等の確実な育成が行われるとともに、多様な一人一人の興味・関心等に応じた学びが提供されている
- 児童生徒同士の学び合いや探究的な学びなどを通じ、地域の構成員や主権者としての意識が育まれている
- 全ての児童生徒が安全・安心に学ぶことができる

特別支援教育

- 全ての教育段階において、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境整備
- 障害のある子供とない子供が可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性



全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現に向けて

改革に向けた6つの方向性

- (1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、**教育の機会均等**を実現する
- (2) 連携・分担による**学校マネジメント**を実現する
- (3) **これまでの実践とICTとの最適な組合せ**を実現する
- (4) **履修主義・修得主義等**を適切に組み合わせる
- (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて**学びを保障する**
- (6) 社会構造の変化の中で、**持続的で魅力ある学校教育**を実現する

5. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

【基本的な考え方】

- ✓ 学校教育の基盤的なツールとして、ICTは必要不可欠なもの
- ✓ これまでの実践とICTとを最適に組み合わせていく

~~Society5.0時代にふさわしい学校の実現~~

- ▶ 学校教育の様々な課題を解決し、教育の質向上につなげる
- ▶ PDCAサイクルを意識し、効果検証・分析を適切に行う
- ▶ ICTを活用すること自体が目的化してしまわないよう留意

(1) 学校教育の質の向上に向けたICTの活用

- ICTを**主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善**に生かすとともに、**今までできなかった学習活動の実施**や**家庭など学校外での学びを充実**する
 - 特別な支援が必要な児童生徒への**きめ細かな支援**や、個々の才能を伸ばす**高度な学びの機会の提供**など、児童生徒一人一人に寄り添った指導を行う
- #端末の日常的な活用 #ICTは「文房具」
 #ICTの活用と少人数学級を両輪としたきめ細かな指導

(2) ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上

- 教員養成・研修全体を通じ、**教師が必要な資質・能力を身に付けられる環境を実現**する
 - 教員養成大学・学部は**新たな時代に対応した教員養成モデルの構築**や、**不断の授業改善に取り組む教師のネットワークの中核**としての役割を果たす
- #ICT活用指導力の養成 #データリテラシーの向上
 #指導ノウハウの収集・分析

(3) ICT環境整備の在り方

- GIGAスクール構想により配備される端末は、**クラウドにアクセスし、各種サービスを活用**することを前提
 - 各学校段階（小・中・高）における**1人1台端末環境の実現**と、**端末の家庭への持ち帰り**が望まれる
- #デジタル教科書・教材の普及促進
 #教育データの利活用 #ICT人材の確保
 #校務効率化

Society5.0時代を生きる子供たちに相応しい、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する。

目指すべき
次世代の
学校・
教育現場

- ✓ 学びにおける時間・距離などの制約を取り払う ~遠隔・オンライン教育の実施~
- ✓ 個別に最適で効果的な学びや支援 ~個々の子供の状況を客観的・継続的に把握・共有~
- ✓ プロジェクト型学習を通じて創造性を育む ~文理分断の脱却とPBLによるSTEAM教育の実現~
- ✓ 校務の効率化 ~学校における事務を迅速かつ便利、効率的に~
- ✓ 学びの知見の共有や生成 ~教師の経験知と科学的視点のベストミックス(EBPMの促進)~



児童生徒の端末整備支援

3,149億円

○ 「1人1台端末」の実現

- ◆ 国公立の小・中・特支等義務教育段階の児童生徒が使用するPC端末整備を支援
 対象：国・公・私立の小・中・特支等
 令和元年度 1,022億円
 令和2年度 1次 1,951億円

- ◆ 国公立の高等学校段階の低所得世帯等の生徒が使用するPC端末整備を支援
 対象：国・公・私立の高・特支等
 令和2年度 3次 161億円

○ 障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備

- 視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒が、端末の使用にあたって必要となる障害に対応した入出力支援装置の整備を支援
 令和2年度 1次 11億円
 令和2年度 3次 4億円

学校ネットワーク環境の全校整備

1,367億円

- 小・中・特別支援・高等学校における校内LAN環境の整備を支援
 加えて電源キャビネット整備の支援
 令和元年度 1,296億円
 令和2年度 1次 71億円

学習系ネットワークにおける通信環境の円滑化

- 各学校から回線を一旦集約してインターネット接続する方法をとっている自治体に対して、学習系ネットワークを学校から直接インターネットへ接続する方式に改めるための整備を支援
 学校施設環境改善交付金の内数
 対象：公立の小・中・高・特支等 公立：1/3

G I G Aスクールサポーターの配置促進

105億円

- 急速な学校ICT化を進める自治体等のICT環境整備等の知見を有する者の配置経費を支援
 対象：国・公・私立の小・中・高・特支等
 公立、私立：1/2 国立：定額
 令和2年度 1次 105億円

緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

197億円

- 家庭学習のための通信機器整備支援
 Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、LTE通信環境（モバイルルータ）の整備を支援
 令和2年度 1次 147億円
 令和2年度 3次 21億円
- 学校からの遠隔学習機能の強化
 臨時休業等の緊急時に学校と児童生徒がやりとりを円滑に行うため、学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備を支援
 令和2年度 1次 6億円
- オンライン学習システム（CBTシステム）の導入
 学校や家庭において端末を用いて学習・アセスメントが可能なオンライン学習システム（CBTシステム）の全国展開等
 令和2年度 1次 1億円
 令和2年度 3次 22億円

「GIGAスクール構想」の実現ロードマップ（イメージ）

(R3. 4時点)

全ての授業で「1人1台端末」で
デジタル教科書をはじめとするデジタルコンテンツをフルに活用
教師の指導や児童生徒の学びを支援する観点から教育データを活用



多様な子供たちの資質・能力を育成するための個別最適な学びと協働的な学びの実現

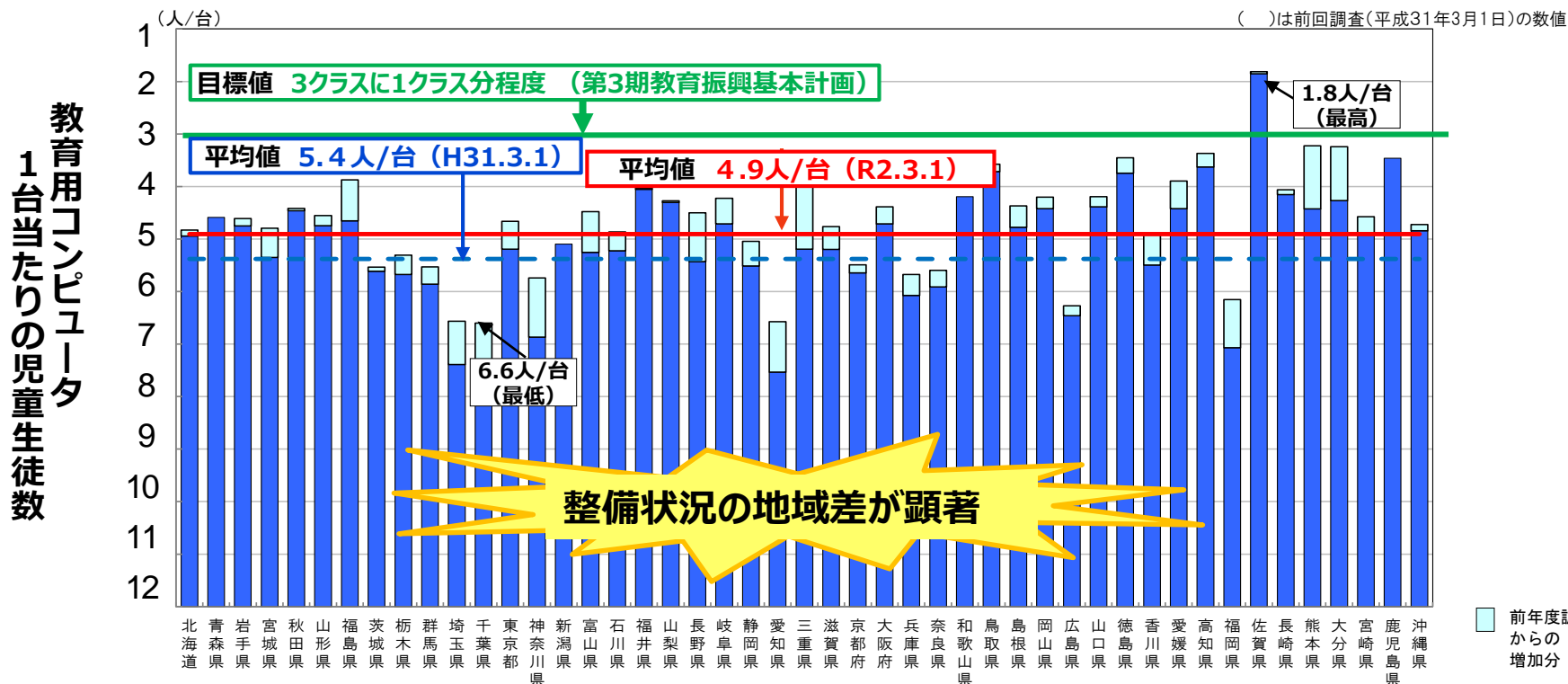
		2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度～ (令和6年度～)	
ハード	ネットワーク	校内ネットワーク 学習系ネットワーク円滑化	引き続き整備を推進	建て替えや全面的な改修工事の際に併せて更新			
	学習者用 端末	3人に1台分	公立小・中・高・特支等（環境整備5か年計画）			次期環境整備計画	
		3人に2台分 (義務教育段階)	小5・6 中1	小1～4 中2・3	将来的に保護者負担（BYOD）への移行を見据えつつ、「デバイス」の考え方や支援方策の在り方を整理		
		低所得世帯等 (高校学校段階)	高等学校等	BYODの推進も含めた高等学校等の設置者の取組を支援しつつ、各設置者に対して1人1台端末環境の整備を動きかけ			
人材	ICT活用教育アドバイザー	自治体への支援					
	GIGAスクールサポーター	4校に2人	4校に1人				
	ICT支援員	4校に1人			次期環境整備計画		
ソフト	1人1台端末環境の利活用	「GIGA StuDX 推進チーム」による支援					
	学習者用 デジタル教科書 デジタル教材	デジタル教科書の在り方検討	デジタル教科書の普及促進、効果・影響の検証 デジタル教材等との連携			教科書改訂（小：R6）に合わせ、実証等を踏まえた新たな導入方策を実施	
	教育データの標準化	教育データ標準第1版 (学習指導要領コード)	教育データ標準第2版	随時、教育データ標準の改訂を実施			
	オンライン学習システム (GBTシステム)	プロトタイプ開発	システムの全国展開、CBT化の推進				

学校のICT環境整備の現状（令和2（2020）年3月）

R2年3月1日現在

2018～2022年度の目標

①教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	<u>4.9人/台</u>	(5.4人/台)	(目標：3クラスに1クラス分程度)
②普通教室の無線LAN整備率	<u>48.9%</u>	(41.0%)	(目標：100%)
普通教室の校内LAN整備率	<u>91.4%</u>	(89.9%)	(目標：100%)
③インターネット接続率（30Mbps以上）	<u>96.6%</u>	(93.9%)	(目標：100%)
インターネット接続率（100Mbps以上）	<u>79.2%</u>	(70.3%)	
④普通教室の大型提示装置整備率	<u>60.0%</u>	(52.2%)	(目標：100%（1学級当たり1台）)



ホームページでは全市町村別の状況を公開

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1420641_00001.htm

（出典：学校における教育の情報化の実態等に関する調査〔確定値〕（令和2年3月現在））

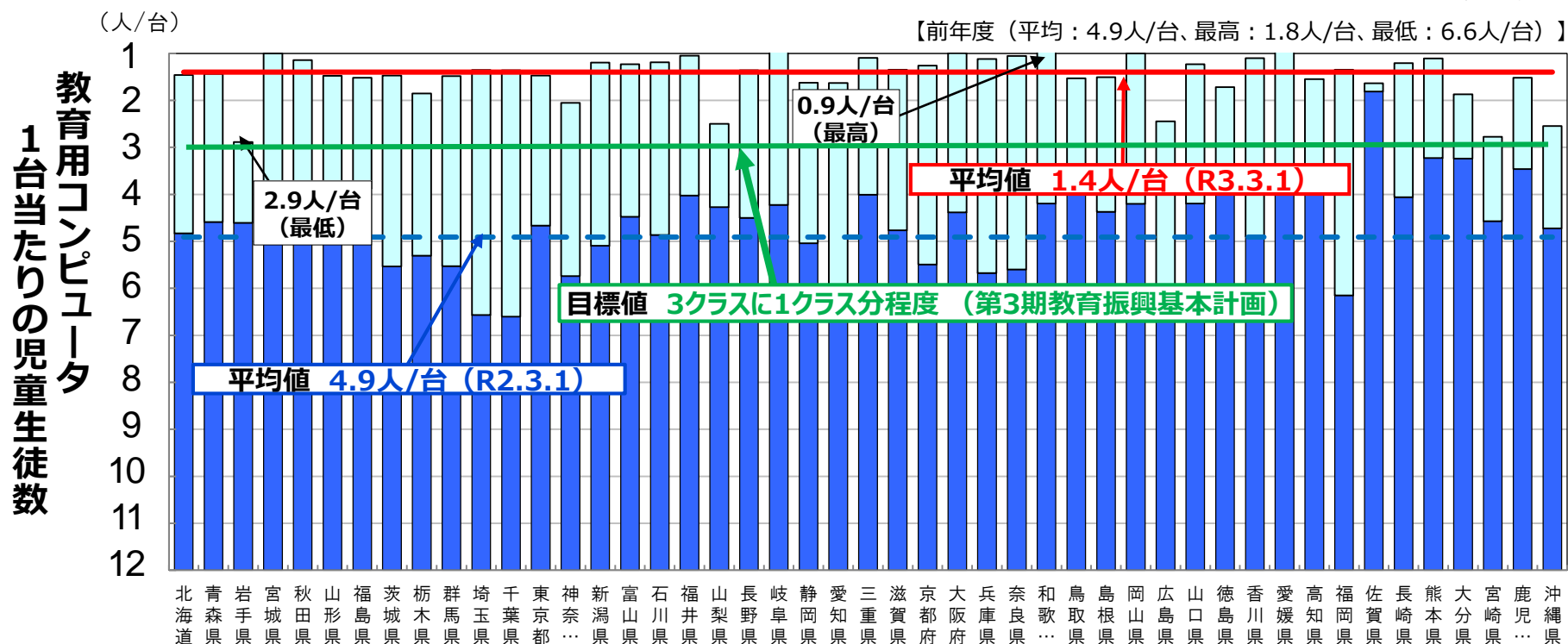
学校のICT環境整備の現状（令和3(2021)年3月）

R3年3月1日現在

2018～2022年度の目標

①教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	<u>1.4人/台</u>	(4.9人/台)	(目標：3クラスに1クラス分程度)
②普通教室の無線LAN整備率	<u>78.9%</u>	(48.9%)	(目標：100%)
普通教室の校内LAN整備率	<u>95.4%</u>	(91.4%)	(目標：100%)
③インターネット接続率（30Mbps以上）	<u>98.2%</u>	(96.6%)	(目標：100%)
インターネット接続率（100Mbps以上）	<u>88.8%</u>	(79.2%)	
④普通教室の大型提示装置整備率	<u>71.6%</u>	(60.0%)	(目標：100%（1学級当たり1台））

()は前回調査(令和2年3月1日)の数値



ホームページでは全市町村別の状況を公開

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1287351.htm

(出典：学校における教育の情報化の実態等に関する調査(確定値)(令和3年3月現在))

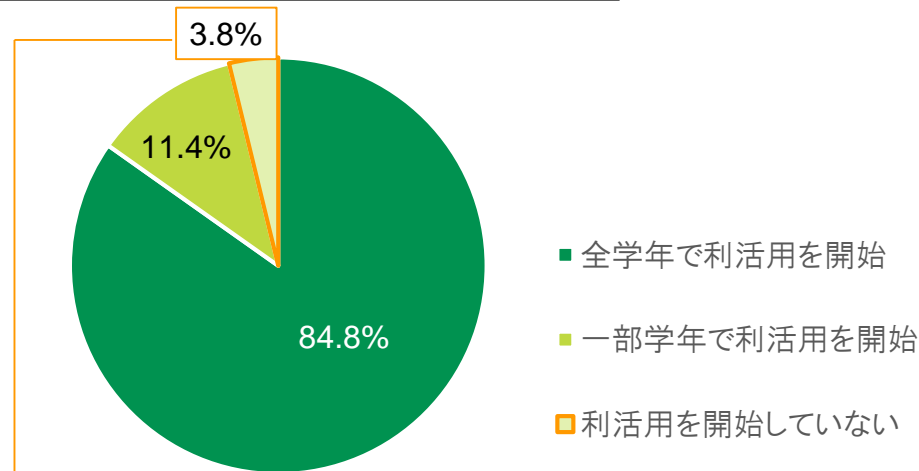
① 端末の利活用の開始状況

【調査の概要】

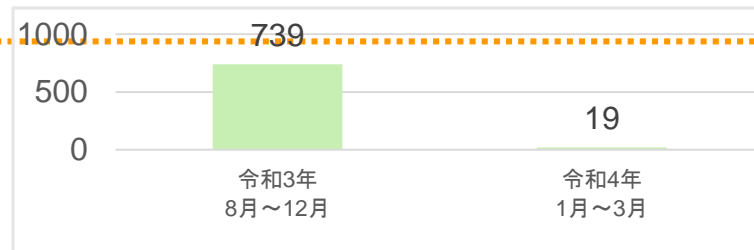
- ・ 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)及び特別支援学校(小学部・中学部)の端末の活用等の状況(令和3年7月末時点)
- ・ 対象自治体等数:1,812自治体等 ※「自治体等」とは都道府県、市区町村、一部事務組合を含む公立の義務教育段階の学校設置者
- ・ 対象学校数: 小学校等(小学校、義務教育学校第1学年～第6学年、特別支援学校小学部):19,787校、
中学校等(中学校、義務教育学校第7学年～第9学年、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部): 10,157校
※ 端数処理の都合上、合計が100%に一致しないものがある。

全国の公立の小学校等の96.2%、中学校等の96.5%が、「全学年」または「一部の学年」で端末の利活用を開始

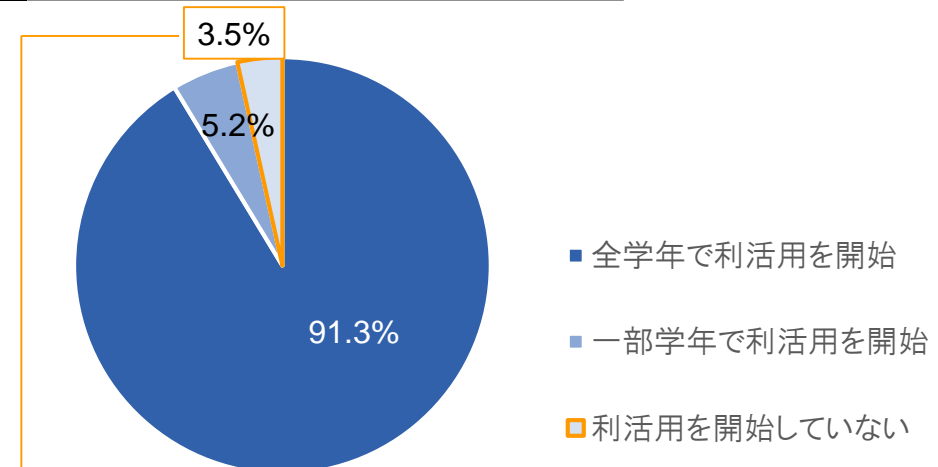
小学校等の端末の利活用開始状況(学校数)



【「利活用を開始していない」を選択した場合、開始する予定時期(学校数)】



中学校等の端末の利活用開始状況(学校数)



【「利活用を開始していない」を選択した場合、開始する予定時期(学校数)】



② 端末の整備状況

- 全自治体等のうち **1,744自治体等 (96.2%) が整備済み**、**68自治体等 (3.8%) が整備未完了**。
 以下の大部分の自治体においては、発達段階に応じて利活用場面を調整するなどの工夫を行い、活用が開始済み。

〔

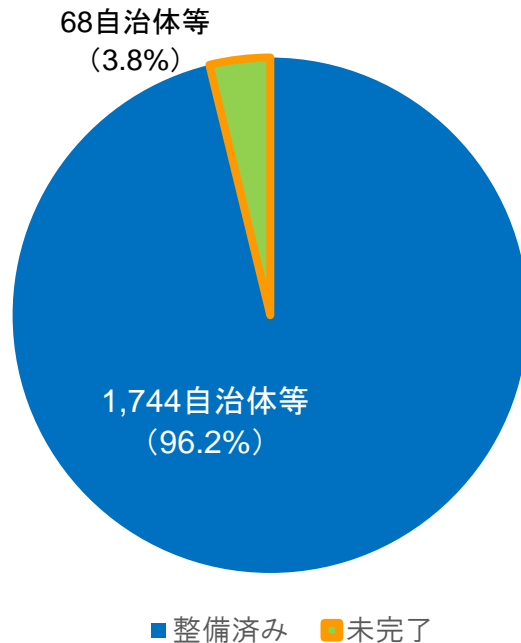
 - 当該調査における「学習者用端末」については、可動式端末（タブレット型・ノート型）に限定している。
 - 「整備完了」とは、児童生徒の手元に端末が渡り、インターネットの整備を含めて学校での利用が可能となる状態を指す。

〕
- 義務教育段階※における学習者用端末 1 台当たりの児童生徒数 1.0人**

※ 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部・中学部）

（参考）「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」における、小学校・中学校の学習者用端末 1 台当たりの児童生徒数
 （令和2年3月1日時点：6.6人、令和3年3月1日時点：1.4人）

全ての児童生徒が学習者用端末を
活用できる環境の整備状況（自治体等数）



＜納品未完了の主な理由＞

- 需給状況のひっ迫により、一部の台数を先行して調達
- 全台数の予算確保が困難であったため、一部の台数を先行して調達 等

【令和3年8月から12月の間に整備完了予定：25自治体等】

奥州市（岩手県）、野田村（岩手県）、南三陸町（宮城県）、福島県、守谷市（茨城県）、桐生市（群馬県）、野田市（千葉県）、八千代市（千葉県）、足立区（東京都）、横須賀市（神奈川県）、長野市（長野県）、一宮市（愛知県）、倉吉市（鳥取県）、島根県、雲南市（島根県）、中土佐町（高知県）、佐賀市（佐賀県）、嬉野市（佐賀県）、上峰町（佐賀県）、嘉島町（熊本県）、串間市（宮崎県）、美郷町（宮崎県）、霧島市（鹿児島県）、久米島町（沖縄県）、石垣市（沖縄県）

【令和4年1月から3月の間に整備完了予定：24自治体等】

北広島市（北海道）、猪苗代町（福島県）、茨城県、群馬県、市川市（千葉県）、神奈川県、軽井沢町（長野県）、王滝村（長野県）、飛騨市（岐阜県）、下呂市（岐阜県）、浜松市（静岡県）、三重県、日野町（滋賀県）、大阪府、北栄町（鳥取県）、隠岐の島町（島根県）、下松市（山口県）、四万十町（高知県）、松浦市（長崎県）、南島原市（長崎県）、鹿児島市（鹿児島県）、屋久島町（鹿児島県）、今帰仁村（沖縄県）、渡名喜村（沖縄県）

【令和4年4月以降に整備完了予定：19自治体等】

江別市（北海道）、千歳市（北海道）、恵庭市（北海道）、新得町（北海道）、青森市（青森県）、むつ市（青森県）、横手市（秋田県）、高島町（山形県）、須賀川市（福島県）、相馬市（福島県）、千葉県、富里市（千葉県）、高浜町（福井県）、静岡市（静岡県）、大府市（愛知県）、御坊市（和歌山県）、大津市（滋賀県）、長浜市（滋賀県）、神崎市（佐賀県）

※ 以上の自治体には、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）を踏まえて整備を進めている自治体を含む。

校内通信ネットワーク環境等の状況

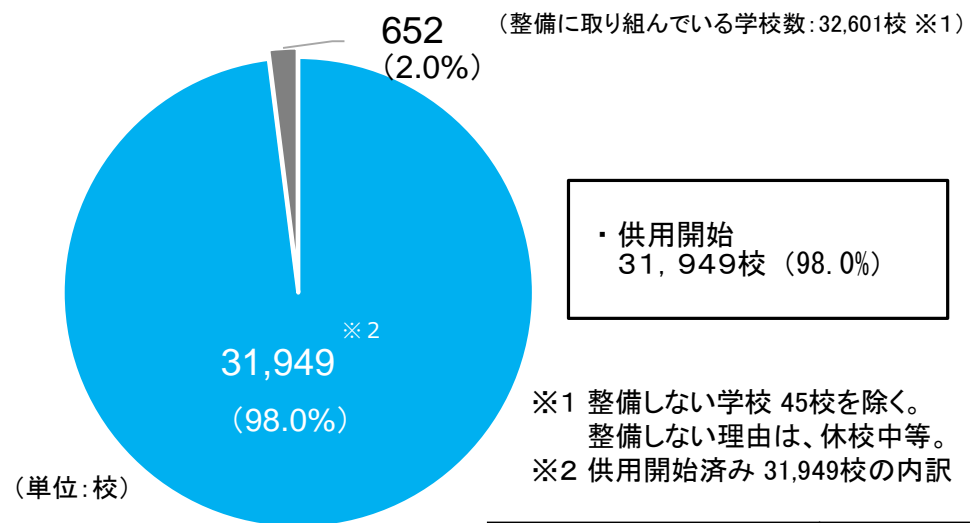
調査の概要

- ・ 令和3年5月末時点の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校内通信ネットワーク環境等の現状
- ・ 提出自治体等数：1,815自治体等（学校数：32,646校）

校内ネットワーク環境の現状（令和3年5月末時点における6月末の見込み）

▶ 校内ネットワークの供用を開始した学校の割合は、前回調査時の86.2%から、**98.0%まで増加**

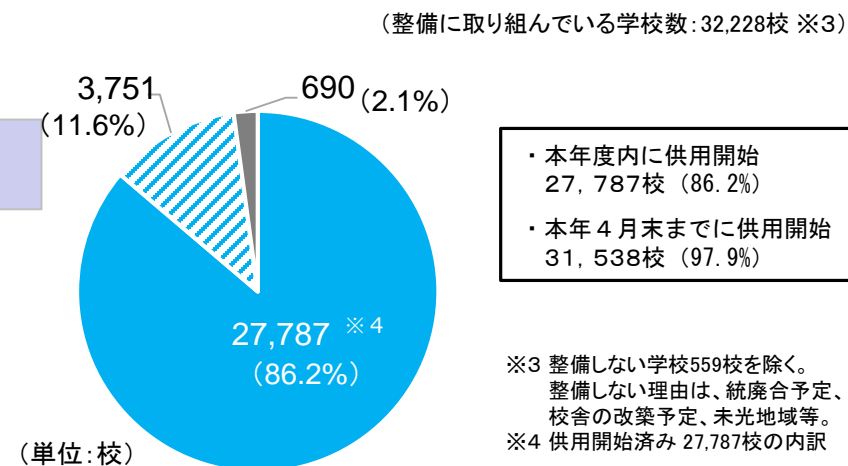
※ 今回調査（令和3年5月末時点における6月末の見込み）



- 供用開始済み
- 整備中(7月以降に供用開始)

6月までに整備を完了し 供用開始	30,434校
LTE端末で対応	1,515校

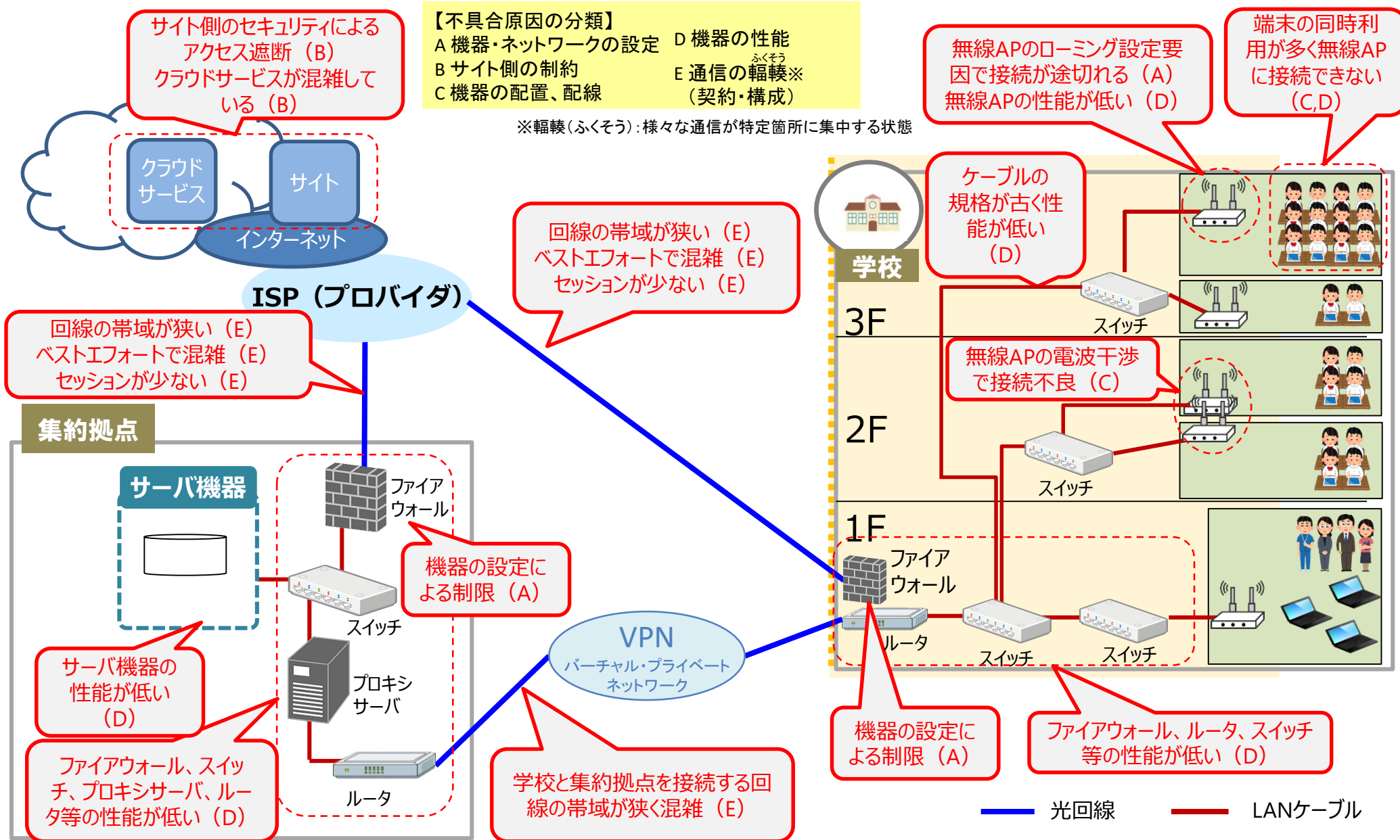
※ 前回調査（令和3年2月時点における3月末の見込み）



- 供用開始済み
- 整備中(4月中に供用開始)
- 整備中(5月以降に供用開始)

3月までに整備を完了し供用開始	24,701校
GIGAスクール構想以前に整備済	1,934校
LTE端末で対応	1,152校

インターネット接続やアプリの動作が遅くなる原因（例）



新学習指導要領における「情報活用能力」の育成（ポイント）

- 平成29年3月に小学校及び中学校、30年3月に高等学校の新学習指導要領を公示。
- 新学習指導要領を小学校は令和2(2020)年度、中学校は3(2021)年度から全面実施。高等学校は4(2022)年度から学年進行で実施。

小・中・高等学校共通のポイント（総則）

- **情報活用能力**を、**言語能力**、**問題発見・解決能力**と同様に「**学習の基盤となる資質・能力**」と位置付け
総則において、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとするを明記。【総則】

⇒ 学習指導要領に「情報活用能力」が規定されたのは初！

- **学校のICT環境整備**と**ICTを活用した学習活動の充実**に配慮
総則において、情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることに配慮することを明記。【総則】

⇒ 学習指導要領の総則においてICT環境を整備する必要性が規定されたのは初！

小・中・高等学校別のポイント（総則及び各教科等）

- **小学校**においては、**文字入力など基本的な操作を習得**、**新たにプログラミング的思考を育成**
各教科等の特質に応じて、児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施することを明記。【総則】

⇒ 小学校の学習指導要領に「プログラミング」が盛り込まれたのは初！

- **中学校**においては、**技術・家庭科（技術分野）**において**プログラミング、情報セキュリティに関する内容を充実**
「計測・制御のプログラミング」に加え、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミング」等について学ぶ。【技術・家庭科(技術分野)】

⇒ プログラミング、情報セキュリティに関する内容を充実！

- **高等学校**においては、**情報科において共通必修科目「情報Ⅰ」を新設**し、全ての生徒がプログラミングのほか、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学習
「情報Ⅰ」に加え、選択科目「情報Ⅱ」を開設。「情報Ⅰ」において培った基礎の上に、情報システムや多様なデータを適切かつ効果的に活用し、あるいはコンテンツを創造する力を育成。【情報科】

⇒ 全生徒がプログラミング等を学ぶ(現状2割→全員・必修)

情報活用能力の概要 ～過去の文部科学省情報活用能力調査における調査問題より～

情報活用能力とは

世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力

学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報の収集・整理・分析・表現・発信等を行うことができる力
(情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含む)

平成29年7月 小・中学校学習指導要領 解説 総則編
平成30年7月 高等学校学習指導要領 解説 総則編

A 知識及び技能

A-1 情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能

A-2 問題解決・探究における情報活用の方法の理解

A-3 情報モラル・セキュリティなどについての理解

例 Web検索等の基本的な技能を確認するための調査問題例【H25.小学校調査問題より】

あなたのはんでは、トンボをほごするために市町村でどのような取り組みがされているのかを調べることになりました。

そこで、トンボのほごに取り組んでいる市町村のホームページをインターネットでさがし、そのホームページを「お気に入り」に登録しましょう。



なお、インターネットで調べたいことをさがすときは、検索(けんさく)のわくの中に調べたいキーワード(短くまとめた言葉)を入力します。検索してもホームページが見つからない場合は、別のキーワードでためてみましょう。

✓ その他にキーボード操作や考えるための技法や表現の方法、情報モラルに関する知識なども考えられる。

C 学びに向かう力、人間性等

C-1 問題解決・探究における情報活用の態度

C-2 情報モラル・セキュリティなどについての態度

※今回の情報活用能力調査(令和3年度実施)では、質問調査で傾向を把握

例 質問例【H25.小・中学校児童生徒用質問調査・H27高校生徒用質問調査より】

インターネット、メールやSNSなどを使うときのルールやマナーに気を付けるようにしている

- 1.あてはまる 2.どちらかといえば当てはまる 3.どちらかといえば当てはまらない 4.当てはまらない

コンピュータやインターネットは、将来の仕事や勉強に役立つ

- 1.そのとおりだ 2.どちらかと言えばそのとおりだ 3.どちらかと言えばそのとおりでない 4.そのとおりではない

B 思考力、判断力、表現力等

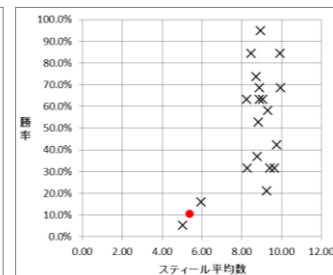
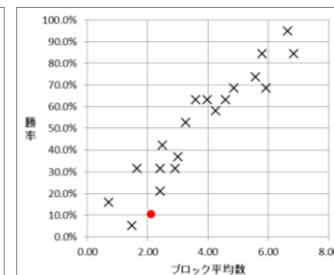
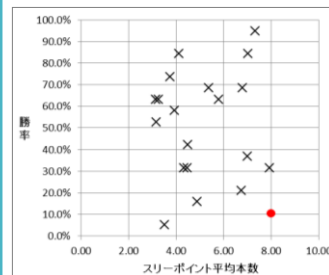
B-1 問題解決・探究における情報を活用する力

(プログラミング的思考・情報モラル・セキュリティを含む)

例 グラフを読み取って説明する力を確認するための調査問題例【H27.高校調査問題より】

敦史さんは、地域の高校20チームによる昨年のリーグ戦の結果について、各チームの勝率、スリーポイント平均本数、ブロック平均数、スティール平均数を調査し、散布図で表しています。散布図中の赤い丸で表されている点が、敦史さんの高校です。この散布図から、敦史さんの高校がどのような練習をすれば勝率が上がりそうか、理由をあげて提案してください。

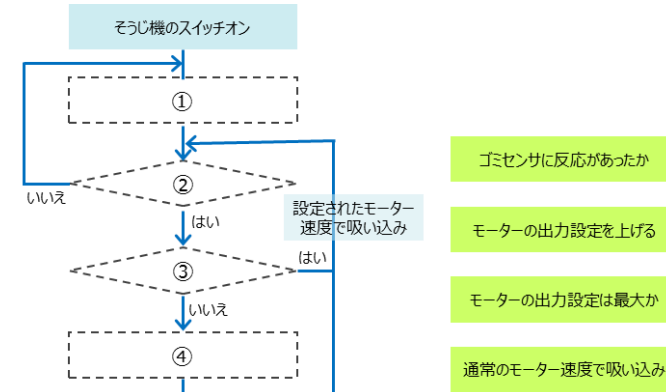
【スリーポイント】スリーポイントエリアというゴールから離れた場所からシュートすることで、普通のシュートよりも多くの得点を得ること
【ブロック】相手のシュートを防ぐこと 【スティール】相手のボールを奪うこと



例 プログラミング的思考を確認するための調査問題例【H25.中学校調査問題より】

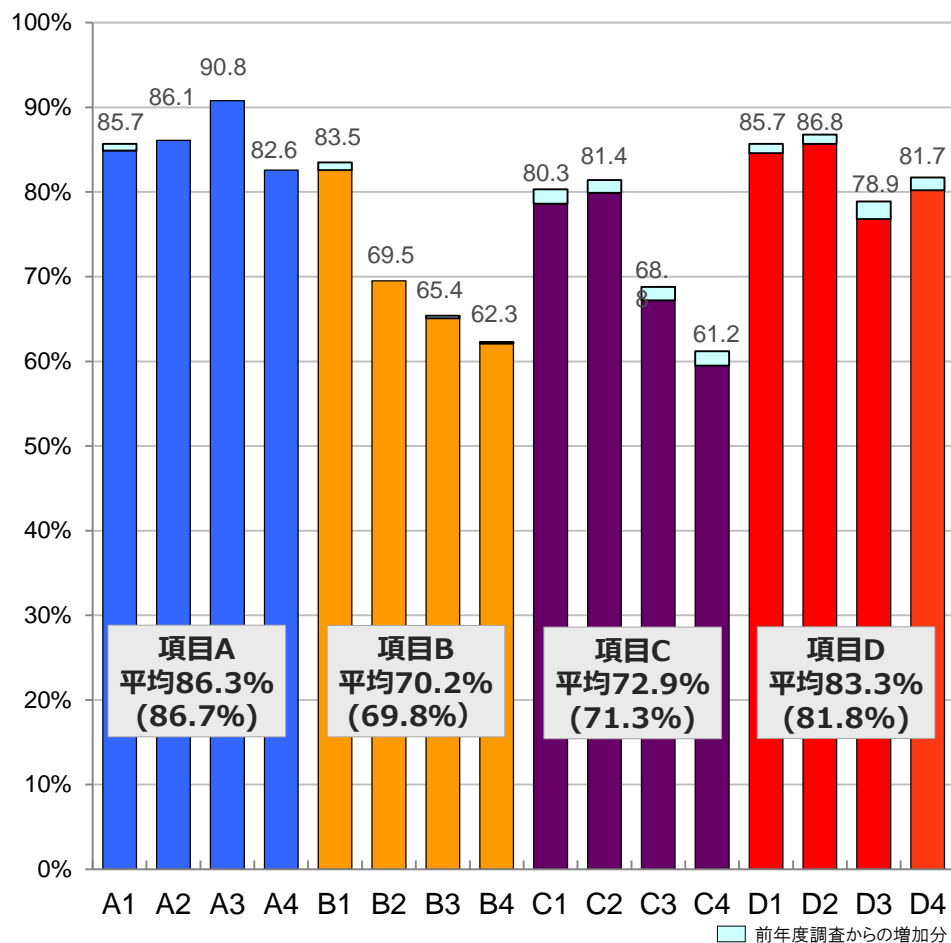
あなたは、部屋のそうじをするために、そうじ機のスイッチをオンにしました。

そうじ機の中のセンサとコンピュータは、ごみの状況(じょうきょう)を把握(はあく)して、出力を調整しています。そうじ機はどのような作業をしているのでしょうか。作業の流れに合うように、カードをドラッグして入れましょう。



※上記のような調査問題等で、児童生徒が情報活用能力をどの程度身につけているかを調査

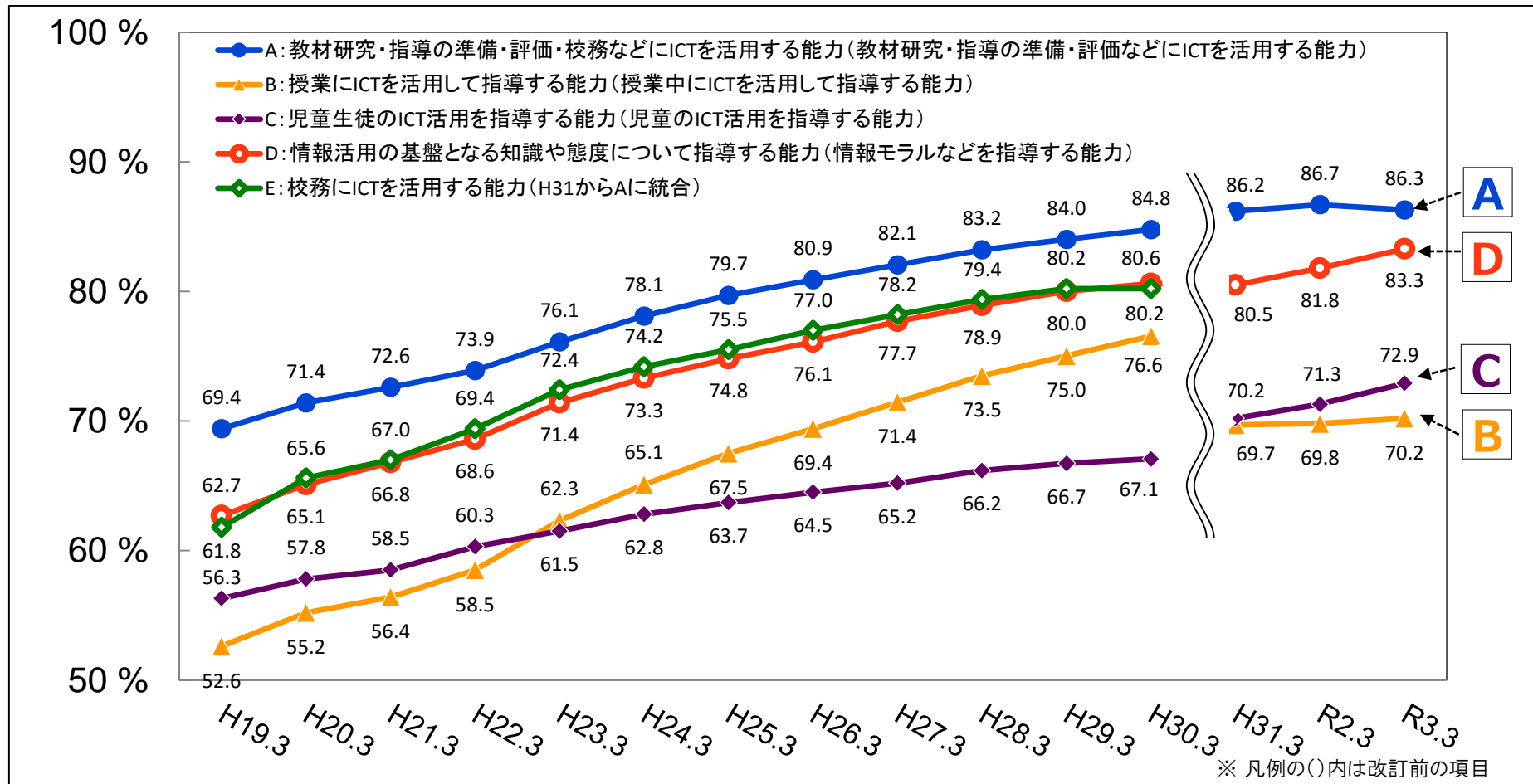
教員のICT活用指導力の状況（16小項目別）



※ ()内の数値は前年度の値。
 ※ 文部科学省「教員のICT活用指導力チェックリストの改訂等に関する検討会」において、平成30年度に取りまとめられた4つの大項目(A～D)と16の小項目(A1～D4)からなるチェックリストに基づき、全教員が自己評価を行う形で調査を行った。
 ※ 16の小項目(A1～D4)ごとに「できる」「ややできる」「あまりできない」「まったくできない」の4段階評価を行い、「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合を、大項目(A～D)ごとに平均して算出した値。

A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力	
A 1	教育効果を上げるために、コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。
A 2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり、保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。
A 3	授業に必要なプリントや提示資料、学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために、ワープロソフト、表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。
A 4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し、評価に活用する。
B 授業にICTを活用して指導する能力	
B 1	児童生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確につかませたり、学習内容を的確にまとめさせたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。
B 2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり、比較検討させたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。
B 3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして、学習用ソフトウェアなどを活用して、繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。
B 4	グループで話し合って考えをまとめたり、協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に、コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。
C 児童生徒のICT活用を指導する能力	
C 1	学習活動に必要な、コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。
C 2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して、情報を収集したり、目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。
C 3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して、調べたことや自分の考えを整理したり、文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。
C 4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように、コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。
D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力	
D 1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち、相手のことを考え、自他の権利を尊重して、ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。
D 2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に、反社会的な行為や違法な行為、ネット犯罪などの危険を適切に回避したり、健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。
D 3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け、パスワードを適切に設定・管理するなど、コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。
D 4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き、学習に活用したり、その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。

教員のICT活用指導力の推移



※ 全国の公立学校における全教員を対象として、文部科学省「教員のICT活用指導力の基準の具体化・明確化に関する検討会」において平成18年度にとりまとめた5つの大項目（A～E）と18の小項目（A1～E2）からなるチェックリストに基づき、全教員が自己評価を行う形で調査を行った。平成31年度から文部科学省「教員のICT活用指導力チェックリストの改訂等に関する検討会」において、平成30年度に取りまとめられた4つの大項目（A～D）と16の小項目（A1～D4）からなるチェックリストに変更。

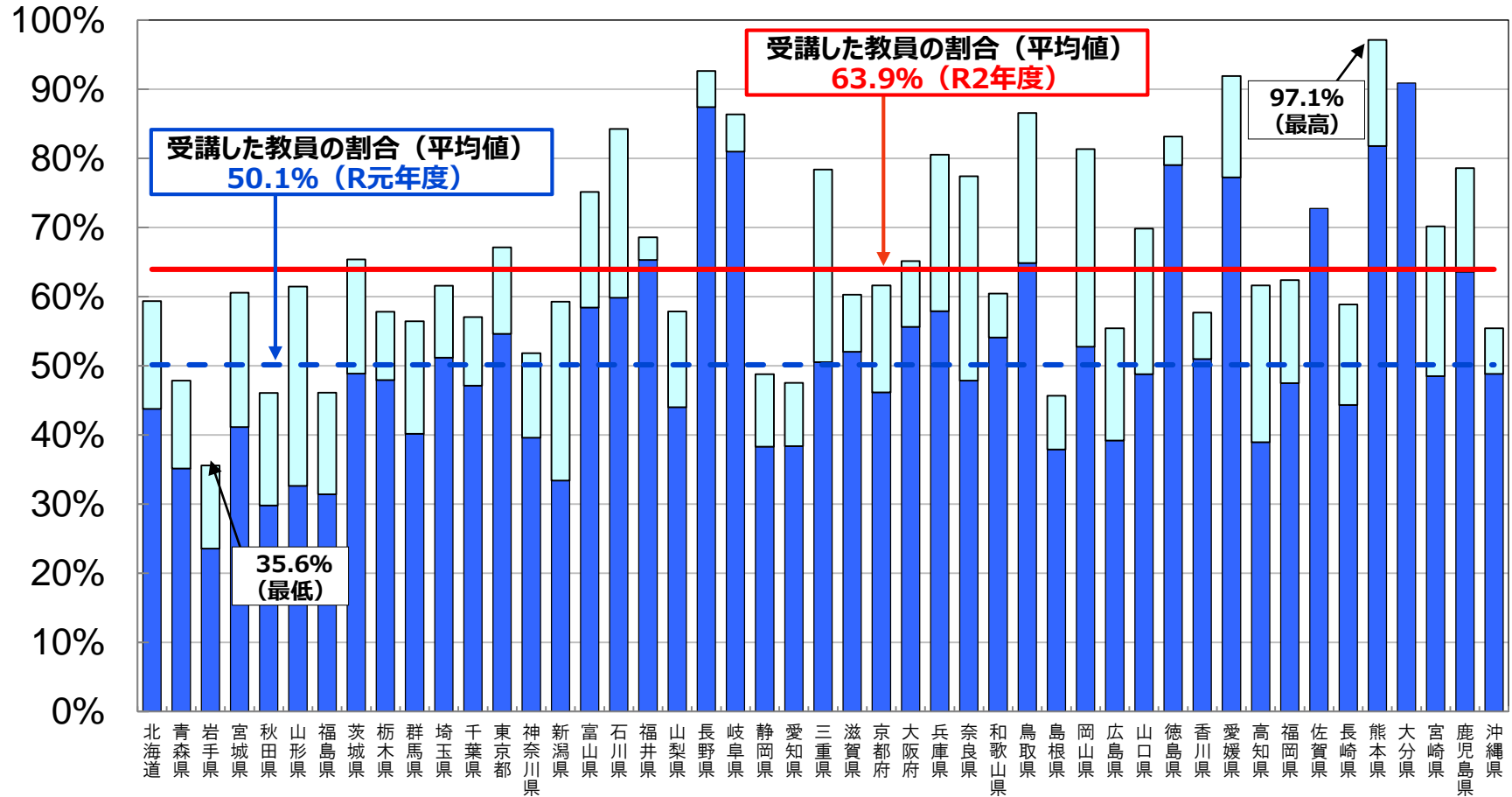
※ 「できる」「ややできる」「あまりできない」「まったくできない」の4段階評価を行い、「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合を、大項目（A～D）ごとに平均して算出した値。

（出典：学校における教育の情報化の実態等に関する調査（令和3年3月現在））

研修の受講状況

令和2年度中にICT活用指導力の各項目に関する研修を受講した教員の割合
(都道府県別)

【前年度（受講した教員の割合）平均：50.1%、最高：92.3%、最低：23.6%】



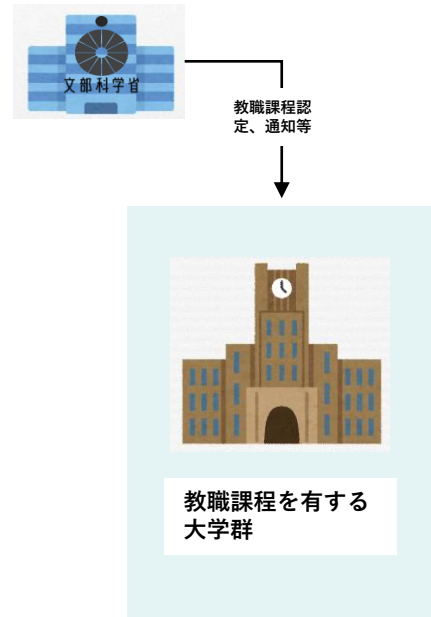
※ 1人の教員が複数の研修を受講している場合も、「1人」とカウントする。
 ※ 令和3年3月末日までの間に受講予定の教員も含む。

前年度調査からの増加分

GIGAスクール構想の実現に向けたICT活用指導力の向上及び指導体制の充実

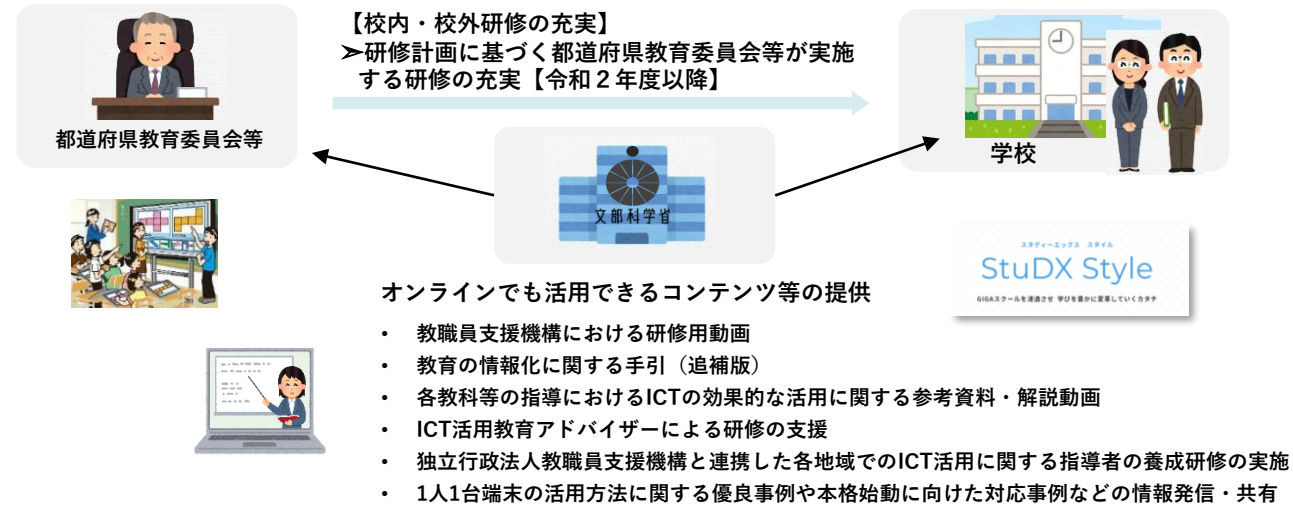
1人1台環境における教員のICT活用指導力の向上及び指導体制の充実を図るために、教員養成段階において教員志望者が身に付けるべき資質・能力の修得を狙うとともに、研修段階においてもオンラインでも活用できるコンテンツ等を活用した指導力向上を図ることに加え、指導体制を充実させるためにICT支援員の配置の促進やICT活用教育アドバイザーによる支援等を行う。

教員養成



現職教員

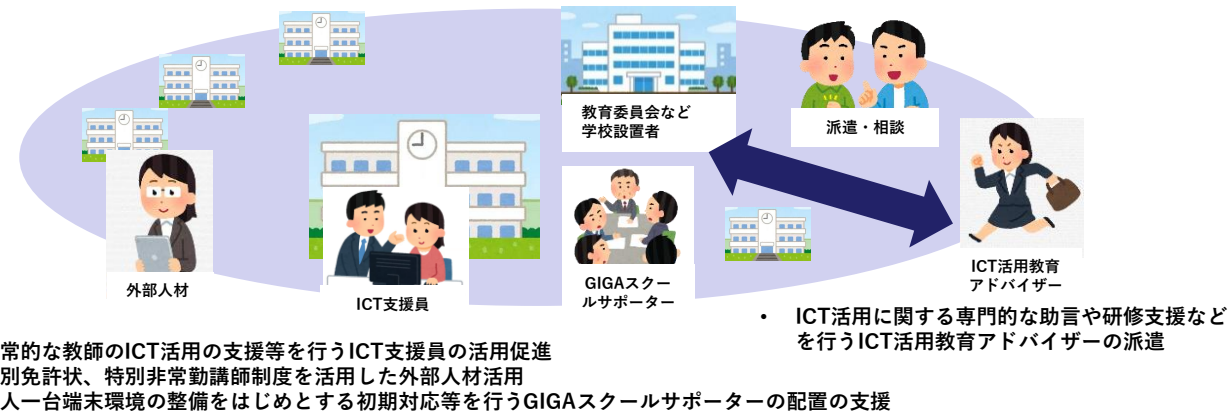
教員のICT活用指導力向上に向けた取組



外部人材の活用等による指導体制の充実

【共通的な教員養成】

- 教職課程においてICTを活用した各教科等の指導法を必修化【令和元年度から実施】
- ICTに特化した科目を新設し、ICT機器を活用する授業の設計や授業の方法等の総論について1単位以上の修得を義務化【令和3年度：制度改正、令和4年度：課程の開始】
- 国が作成したICTの活用に係るコンテンツを大学の授業で活用するとともに、「教員のICT活用指導力チェックリスト」等を活用して教職課程全体を検証すること等を求める通知を发出。今後大学の取組のフォローアップを実施【令和2年度実施】



文部科学省初等中等教育局において、GIGAスクール構想が「環境整備」から「活用促進」のフェーズへと移行する中、1人1台端末及び高速大容量通信ネットワーク環境を積極的に活用し、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指す取組を推進するため、令和2年12月に「**GIGA StuDX※ 推進チーム**」を設置し、**全国の教育委員会・学校等に対して、ICTを活用した学習指導等を支援**しています。

GIGA StuDX 推進チーム



- 全国から**8名**の教師を配置し、**地域別、教科別、OS別に担当**



- **担当地域の教育委員会等と協働のためのネットワーク**を構築し、緊密にやり取りをしながら、教育委員会・学校等の協働・自走を支援

- **学校現場の悩みや課題**などを汲み取り、文部科学省の政策に反映



- 事務局は、初等中等教育局**学校デジタル化プロジェクトチーム**、初等中等教育企画課、教育課程課、修学支援・教材課

GIGA StuDX 推進チームの活動



ネットワークの構築



教育委員会等と緊密なやり取りを行ない、全国の教育現場の最新の状況を把握、整理・分析しながら支援



オンラインを活用した協働



全国の教育委員会等の担当者向けのオンライン連絡会議の実施や市町村担当者向けオンライン相談会に対する開催支援等



StuDX Styleからの情報発信



特設ホームページ「StuDX Style」で「すぐにでも」「どの教科でも」「誰でも」活かせる活用事例や教科等のICT活用事例を随時掲載



メールマガジンの配信



GIGA StuDXメールマガジンを定期配信し、教職員や教育委員会のICT担当者等に事例や各地の取組等の最新情報を定期配信（R3.10現在約18000部）

学校のICT化を支える人材支援制度

ICT活用教育アドバイザー

<令和2年度予算額：「新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業」（4.5億円）の内数>

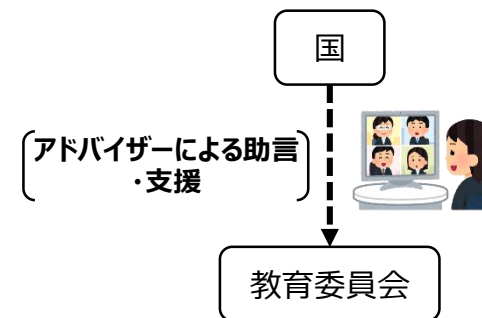
<令和3年度予算額：「GIGAスクールにおける学びの充実」（4億円）の内数>

<事業の流れ>

- 国がアドバイザーを手配し、**各教育委員会等**に対し、派遣やオンラインで環境整備やICTを活用した指導方法など、教育の情報化に関する全般的な助言・支援を行う
- ※ アドバイザー：大学教員や先進自治体職員など、教育の情報化の知見を有する者
 - ※ 配置状況：109人 ※令和3年9月時点

<主な業務内容>

- ICT環境整備の計画、端末・ネットワーク等の調達方法、セキュリティ対策、ICT活用（遠隔教育含む）に関する助言 等



GIGAスクールサポーター

<令和2年度補正予算額：105億円（自治体に対し、国が1/2補助）>

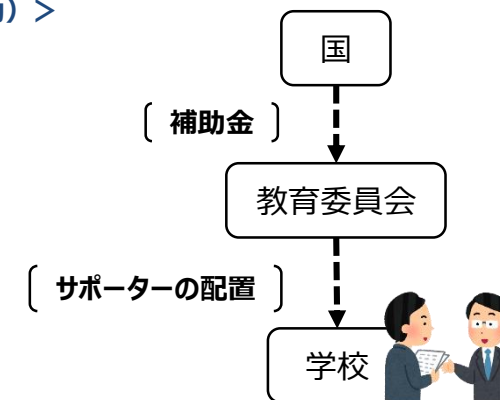
<令和3年度予算額：10億円（自治体に対し、国が1/2補助）>

<事業の流れ>

- 各教育委員会等**が国の補助金等を活用して、サポーターを募集・配置し、学校におけるICT環境整備の初期対応を行う
- ※ サポーター：ICT関係企業OBなど、ICT環境整備等の知見を有する者
 - ※ 配置状況：6,315人 ※令和3年9月時点

<主な業務内容>

- オンライン学習時のシステムサポート、ヘルプデスクによる遠隔支援、通信環境の確認、端末等の使用マニュアル・ルールの作成 等



ICT支援員(※)

<4校に1人分、地方財政措置>

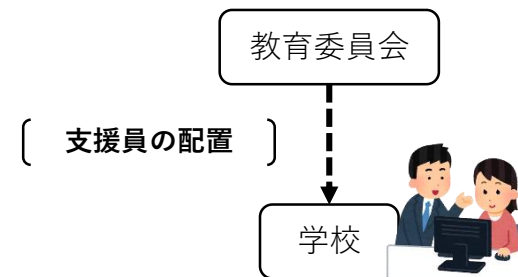
(※)情報通信技術支援員(学校教育法施行規則第65条の5)

<事業の流れ>

- 各教育委員会等**が地方財政措置を活用して支援員を募集・配置し、日常的な教員のICT活用の支援を行う
- ※ 支援員：業務に応じて必要な知見を有する者
 - ※ 配置状況：3,779人 ※令和2年度末現在

<主な業務内容>

- 授業計画の作成支援、ICT機器の準備・操作支援、校務システムの活用支援、メンテナンス支援、研修支援 等



事業内容

1人1台端末環境の本格運用を踏まえ、その効果的な活用を通じた児童生徒の学びの充実に向けて、**自治体への指導支援、教師の指導力向上支援の更なる強化**を図るとともに、**児童・生徒の情報モラルを含めた情報活用能力の育成及びその把握を踏まえた指導内容の改善等**を一体的に行う。

① アドバイザー等による自治体支援事業

- 文部科学省が委嘱した教育課程の専門家とGIGA StuDX推進チームが連携した指導内容の助言・支援 **<新規>**
- ICT活用指導力向上やICTを効果的に活用した指導の実施に関する助言・支援
- 学校の持続可能なICT環境に関する助言・支援

委託先	民間企業等	委託対象経費	人件費・諸謝金等必要な経費
-----	-------	--------	---------------

② ICTを活用した指導力向上支援事業 **<新規>**

- 各教科等・各OSごとに1人1台端末の効果的な活用方法をまとめた動画を作成・提供
- 新学習指導要領に基づく高等学校の教科「情報」の効果的な実施に向けた**全国での実践、ノウハウの普及・展開**

委託先	自治体、民間企業等	委託対象経費	人件費・諸謝金等必要な経費
-----	-----------	--------	---------------

③ 情報モラル教育推進事業

- 1人1台端末環境下における情報モラル教育の推進
- 情報モラル教育の推進に係るコンテンツの充実 ・ 情報モラル教育指導者セミナーの実施
- 都道府県と市区町村が連携したモデル事業の実施による好事例の発信や授業公開の実施 **<新規>**
- 児童生徒に対する啓発資料等による情報発信

委託先	自治体、民間企業等	委託対象経費	人件費・諸謝金等必要な経費
-----	-----------	--------	---------------

④ 児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究

- R3年度に実施した本調査の結果分析
- 調査結果の分析を踏まえた、情報活用能力育成のための指導内容の整理・周知

委託先	民間企業等	委託対象経費	人件費・諸謝金等必要な経費
-----	-------	--------	---------------



背景・課題

1人1台端末環境による本格的な教育活動が全国の学校で展開される中、その円滑な運用を支え、子供の学びを保障するための「**運用面の支援**」の更なる強化が求められていることを踏まえ、「**人**」中心の支援を、「**組織**」中心による広域的な支援体制へと**発展・充実**させて、より**安定的な支援基盤の構築**を目指す。

その際、これまで課題であった学校現場においてICT支援ができる人材の「**不足**」や「**ミスマッチ**」の解消を図るとともに、**家庭への持ち帰り時における故障等の運用支援**も含め、各自治体が自立してICT活用を進めるための運営支援体制を構築する。

事業内容

「GIGAスクール運営支援センター」を整備するための民間事業者への業務委託費等を補助

- ◆ヘルプデスクの開設及びサポート対応
- ◆ネットワークアセスメント及び応急対応
- ◆ICT支援人材の育成及び確保
- ◆休日・長期休業等トラブル対応 等

実施主体 都道府県、市区町村

補助割合 1/2

【単独実施型】

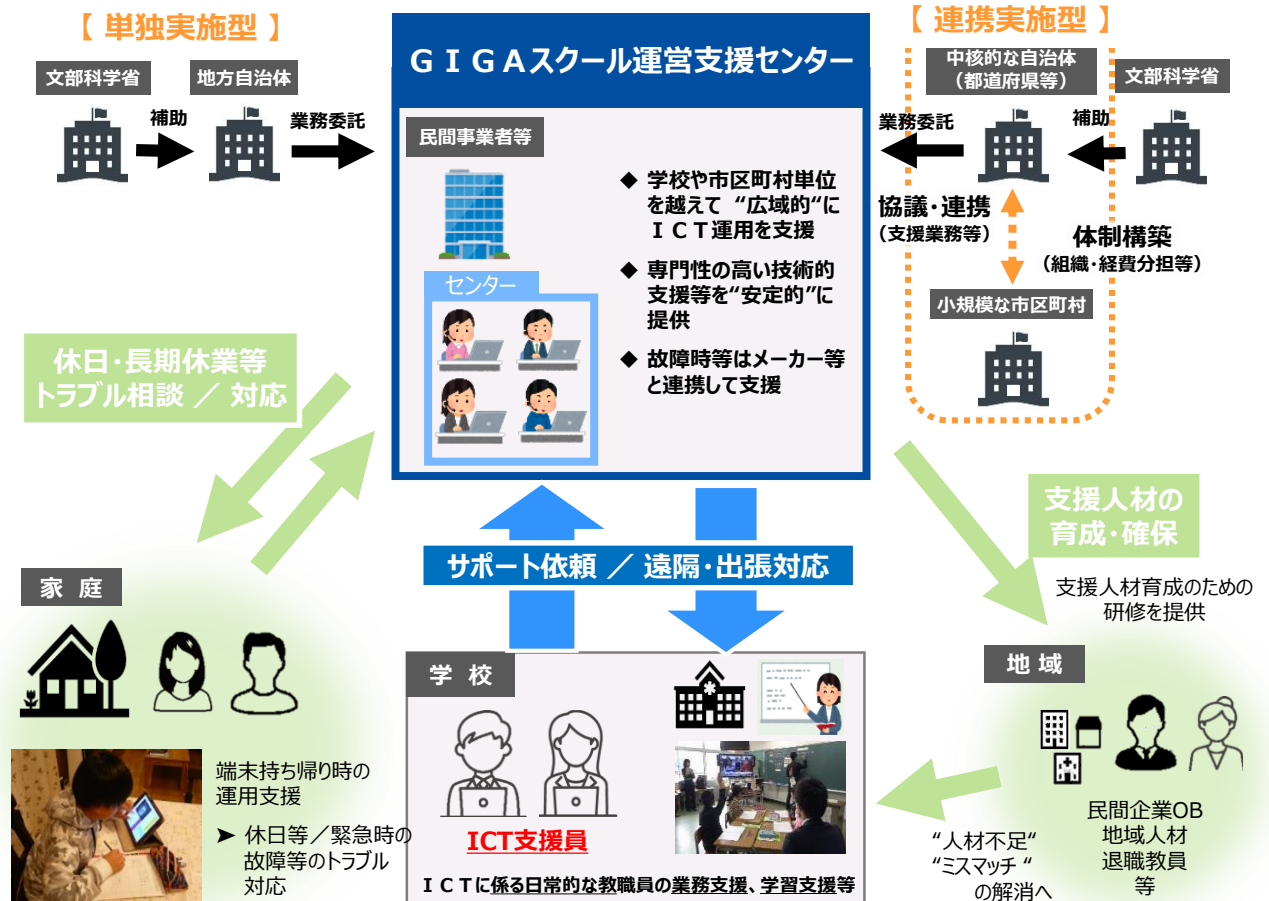
設置者が単独で補助事業を実施

- 設置者や学校のニーズに合致した事業を展開

【連携実施型】

他市町村からの委託や協定等に基づき、都道府県または市町村が設置者分とあわせて他市町村分の事業を一括して補助事業を実施

- 単独での実施が困難な自治体に対しても支援を実施
- 学校や市区町村単位を越えたより広域性をもった体制整備が可能となり、域内での知見の共有や地域差の解消等につながる



公立学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であるため、国・教育委員会・学校それぞれの立場において、取組を着実に推進し、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境整備が必要

● 勤務に係る制度（給特法）改正（令和元年12月公布、①はR2.4.1施行、②はR.3.4.1施行）

- ① 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの「指針」への格上げ
- ② 休日の「まとめ取り」のため、**1年単位の変形労働時間制**を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に

● 学校や教育委員会からの国への要望を踏まえた各取組の推進

（文部科学大臣ヘッドの「学校における働き方改革推進本部」において進捗管理）

上限「指針」の策定（施行日：令和2年4月1日）

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「**在校等時間**」と定義

- < 上限時間 >
- ① **1か月**の時間外在校等時間について、**45時間**以内
 - ② **1年間**の時間外在校等時間について、**360時間**以内 等

時間外在校等時間の現状（平成28年度勤務実態調査等を踏まえ推計）

- 小学校：月約59時間、年約800時間
- 中学校：月約81時間、年約1,100時間

教職員定数の改善

- 40年ぶりに小学校の学級編制の標準を40人から35人へ引き下げ

教科担任制の推進

- 本年7月に外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科指導を進めることなどを示した報告書を取りまとめ
- 報告書に示された定数確保の方向性を踏まえ、令和4年度からの予算要求において対応

支援スタッフの配置支援

- 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、学習指導員、部活動指導員等の予算規模の拡充
- 情報通信技術支援員（ICT支援員）の活用促進（地方財政措置）
- 教育行政に係る法務相談体制の整備（地方財政措置）

部活動の見直し

- 令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、令和3年度から全国各地の拠点校（地域）において実践研究を実施し、その成果を全国展開

教員免許更新制の検証

- 中教審における議論も踏まえつつ、文部科学省として必要な体制を整備した上で、現職研修の充実や教員免許更新制の発展的解消に向けた具体的検討・調整に着手

ICT環境整備の支援

- GIGAスクール構想による1人1台端末や校内ネットワーク環境整備の前倒しの実現
- ICT活用により、教員の表簿・指導要録等の作成業務や授業準備に係る負担軽減等に寄与

学校向け調査の削減

- スクラップ&ビルドの観点から学校向け調査等の実施について随時精査を実施。
※国の定期的な調査件数（H19：34件→R3：26件）
- 統計に必要なデータの電子化・標準化を実施予定

全国学力・学習状況調査のCBT化

- CBT化検討WG「最終まとめ」を踏まえ、令和3年度以降、試行・検証により課題の抽出とその解決を繰り返し、着実なCBT化の実現に向けて取り組む

● 自治体や学校における改革サイクルの確立

- 「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を実施し、**全国の各教育委員会の取組状況を可視化**、市町村別結果公表
- 好事例の全国展開**（働き方改革フォーラム開催（R2.1.31）、事例集作成（R2.3、R3.3）等）

● 勤務時間の客観的な把握の徹底

労安衛法により義務付けられているICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法での勤務実態の把握の徹底するための環境整備の推進

実施割合（R2.10.1時点）	
都道府県	91.5%
政令市	85.0%
市区町村	71.3%

● 各取組の推進

（例）上限指針を踏まえた条例・規則制定、働き方改革の方針策定、学校閉庁日、留守番電話設定、支援スタッフの配置、校務支援システムの導入、調査・統計業務の削減等

● スクラップ&ビルドを原則とした施策推進

● 学校運営協議会制度の導入や地域学校協働本部の整備を推進

● 地域・保護者等との連携

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を活用し、保護者や地域住民等と教育目標を共有しながら、適切な役割分担を進める

● 業務の見直し・削減

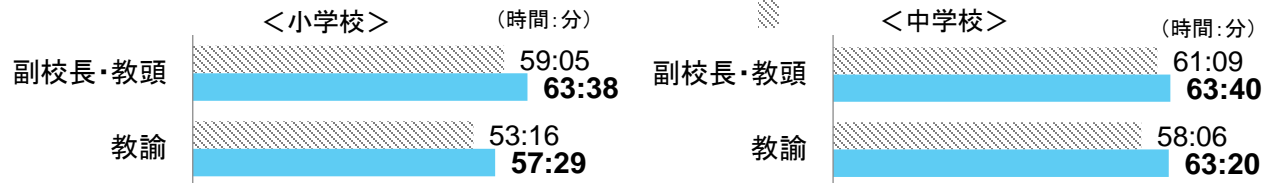
学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない 又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を削減

学校における働き方改革の中教審答申を受けて、令和4年を目途に勤務実態調査を実施
中長期的な課題として、公立学校の教師に関する労働環境について、給特法等の法制的な枠組みを含め、必要に応じて検討を実施

教員の勤務実態の現状

○教員の1週間当たりの学内勤務時間(※持ち帰り時間は含まない)

平成18年度 ■平成28年度



→ いずれの職種でも平成18年度の調査と比べて、勤務時間が増加している

平成18年度調査に比べて学内勤務時間が増加した理由

- ▶ 若手教師の増加
- ▶ 総授業時数の増加
(小学校:1.3コマ増、中学校:1コマ増)
- ▶ 中学校における部活動時間の増加
(平日:7分、土日:1時間3分)

○業務内容別の学内勤務時間(1日当たり)

平日(教諭のみ)	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:35	0:33	+0:02	0:37	0:34	+0:03
授業(主担当)	4:06	3:58	+0:27	3:05	3:11	+0:15
授業(補助)	0:19			0:21		
授業準備	1:17	1:09	+0:08	1:26	1:11	+0:15
学習指導	0:15	0:08	+0:07	0:09	0:05	+0:04
成績処理	0:33	0:33	±0:00	0:38	0:25	+0:13
生徒指導(集団)	1:00	1:17	-0:17	1:02	1:06	-0:04
生徒指導(個別)	0:05	0:04	+0:01	0:18	0:22	-0:04
部活動・クラブ活動	0:07	0:06	+0:01	0:41	0:34	+0:07
児童会・生徒会指導	0:03	0:03	±0:00	0:06	0:06	±0:00
学校行事	0:26	0:29	-0:03	0:27	0:53	-0:26
学年・学級経営	0:23	0:14	+0:09	0:37	0:27	+0:10
学校経営	0:22	0:15	+0:07	0:21	0:18	+0:03
職員会議等	0:20	0:31	-0:07	0:19	0:29	-0:04
個別打ち合わせ	0:04			0:06		
事務(調査回答)	0:01	0:11	+0:06	0:01	0:19	±0:00
事務(学納金)	0:01			0:01		
事務(その他)	0:15			0:17		
校内研修	0:13	0:15	-0:02	0:06	0:04	+0:02
保護者・PTA対応	0:07	0:06	+0:01	0:10	0:10	±0:00
地域対応	0:01	0:00	+0:01	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
校務としての研修	0:13	0:13	±0:00	0:12	0:11	+0:01
校外での会議等	0:05	0:05	±0:00	0:07	0:08	-0:01
その他校務	0:09	0:14	-0:05	0:09	0:17	-0:08

土日(教諭のみ)	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
朝の業務	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
授業(主担当)	0:07	0:00	+0:08	0:03	0:00	+0:03
授業(補助)	0:01			0:00		
授業準備	0:13	0:04	+0:09	0:13	0:05	+0:08
学習指導	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
成績処理	0:05	0:01	+0:04	0:13	0:03	+0:10
生徒指導(集団)	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:00	+0:01
生徒指導(個別)	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
部活動・クラブ活動	0:04	0:02	+0:02	2:09	1:06	+1:03
児童会・生徒会指導	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
学校行事	0:09	0:01	+0:08	0:11	0:02	+0:09
学年・学級経営	0:03	0:00	+0:03	0:04	0:01	+0:03
学校経営	0:03	0:01	+0:02	0:03	0:01	+0:02
職員会議等	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
個別打ち合わせ	0:00			0:00		
事務(調査回答)	0:00	0:00	+0:02	0:00	0:02	±0:00
事務(学納金)	0:00			0:00		
事務(その他)	0:02			0:02		
校内研修	0:01	0:00	+0:01	0:00	0:00	±0:00
保護者・PTA対応	0:03	0:02	+0:01	0:03	0:02	+0:01
地域対応	0:02	0:00	+0:02	0:01	0:01	±0:00
行政・関係団体対応	0:00	0:00	±0:00	0:00	0:00	±0:00
校務としての研修	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
校外での会議等	0:00	0:00	±0:00	0:01	0:00	+0:01
その他校務	0:01	0:01	±0:00	0:04	0:03	+0:01

学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(平成31年1月中教審答申)

- これまで学校が担ってきた業務について、**仕分けを実施**。(下表の通り)
- 業務の明確化・適正化は、学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務削減することではなく、**学校として子供たちの成長のために何を重視し、重要なリソースである「時間」をどのように配分するか**の決断。
- 答申において、文部科学省が取り組むべき方策として示された、メッセージの発出や市区町村別の業務改善状況の公表、事例の収集・横展開、学校における働き方改革の実現に向けた環境整備(様々な支援スタッフの配置等)等に積極的に取り組むとともに、通知や説明会等の機会を通じて、教育委員会等に対して取組を促している。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑧部活動(部活動指導員等)</p> <p>※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)</p> <p>⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)</p> <p>⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)</p>

※関連通知

- 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」(平成31年3月18日 文部科学事務次官通知)
- 「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について(通知)」(令和2年7月17日 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長通知)
- 「事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について(通知)」(令和2年7月17日 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長通知)

新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）

～小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備～

令和4年度要求・要望額	1兆5,147億円
(前年度予算額)	1兆5,164億円



教科指導の専門性を持った教師による小学校における高学年の教科担任制の推進や、小学校における35人学級の計画的な整備等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数2,475人の改善を要求するとともに、制度改正に伴う既定の改善について計上。

- ・教職員定数の改善 +54億円 (+2,475人)
 - ・教職員定数の自然減等 ▲147億円 (▲6,912人)
 - ・教職員の若返り等による給与減 ▲1億円
 - ・制度改正に伴う既定の改善 +77億円 (+3,660人)
 - ・教員給与の見直し +1億円
- 計 対前年度▲16億円

小学校高学年における教科担任制の推進

○小学校高学年における教科担任制の推進 +2,000人

学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行うとともに、教員の持ちコマ数軽減など学校の働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導教員の計画的な配置充実を図り、小学校高学年における教科担任制を推進する。

(優先的に専科指導の対象とすべき教科)
外国語、理科、算数、体育



教師の確保の観点踏まえながら、対象とすべき教科の専科指導の取組を円滑に推進できるよう4年程度をかけて段階的に進めることとし、令和4年度は、2,000人の定数改善を図る。(改善見込総数は8,800人程度)

少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備等

○小学校における35人学級の推進 +3,290人

令和3年3月の義務標準法の改正を踏まえ、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和4年度は、第3学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。
※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。

(参考) 35人学級の効果検証に必要な実証研究の経費についても別途要求。
・経済財政運営と改革の基本方針2021 (抜粋)
小学校における35人学級等の教育効果を実証的に分析・検証する等の取組を行った上で、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の在り方を検討する…(略)。

○教育課題への対応のための基礎定数化関連 +370人

- (H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減)
- ✓ 発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 586人
 - ✓ 外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 101人
 - ✓ 初任者研修体制の充実 ▲52人
 - ※基礎定数化に伴う定数減等 ▲265人

学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題への対応

- ✓ 中学校における生徒指導や支援体制の強化 +200人
- ✓ 学校運営体制の強化 +45人
学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化(事務職員) +20人
主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化 +25人
- ✓ 貧困等に起因する学力課題の解消 +50人

✓ 「チーム学校」の実現に向けた学校の指導体制の基盤整備(養護教諭・栄養教諭) +20人

- ✓ 小規模校への支援 +10人
- ✓ 義務教育学校を含む小中一貫教育への支援 +150人

給与関係 管理職手当の改善(校長、副校長・教頭の支給率改善)

(参考)被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数【603人】を別途要求(13億円)【復興特別会計】

小学校高学年における教科担任制の効果について

- ✓ 各教科の系統性を踏まえた**専門性の高い教科指導**
- ✓ 教員の持ちコマ数軽減など**学校の働き方改革**

⇒地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう**専科指導教員の計画的な配置充実を図り、小学校高学年における教科担任制を推進**（STEAM教育の充実等の観点を踏まえ、外国語、理科、算数、体育を優先的に実施）

1. 授業の質の向上

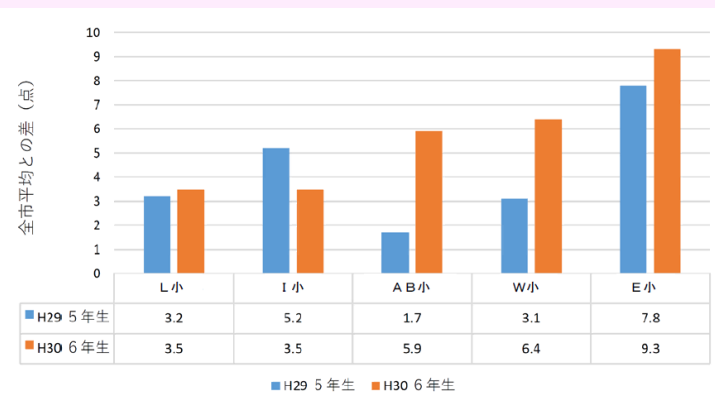
専門性・系統性の高い教科における学びを充実することにより、**学習内容の理解度、定着度が向上**

理科について85%以上の学校で教科担任制を実施している都道府県等が全国で5存在。これらの**5自治体の全国学力調査における理科の平均正答率は、どれも全国の平均正答率よりも高い**

	A県	B県	C県	D県	E県
県の平均正答率	61	62	62	64	61
全国の平均正答率との差	+0.7	+1.7	+1.7	+3.7	+0.7

（出典）全国学力調査（H30）及び文部科学省調べ

横浜市の調査によれば、理科の教科担任制を実施した5校について、導入前と導入後で同じ児童群の学力調査の結果（全市平均との差）を比較したところ、「**思考・表現**」において、**5校中4校で上昇**



＜教師へのアンケート＞

：教科担任制導入の効果＞

- 教材研究の効率がよい
51% →75%
- 授業についての事前構想を練っている
64%→76%
- 児童の興味・関心を活かした授業ができてきている
64%→72%
- 授業中の各児童の反応を意識している
72%→77%

（出典）横浜市教育委員会調査（R1）

2. 小学校と中学校の円滑化な接続

小学校から中学校への変化により、学習や生活に慣れることができない「**中1ギャップ**」を和らげ、**小学校から中学校への円滑な接続を実現**

＜中学校1年生へのアンケート＞

・「（小学校における教科担任制が）中学校の学習や生活に慣れるのに役立ったと思いますか」

- ・1～2教科 57.3%
- ・3～4教科 68.6%
- ・5教科以上 71.5%

・「（小学校における教科担任制が）教科によって先生が替わることに慣れるのに役立ちましたか」

- ・1～2教科 64.1%
- ・3～4教科 71.9%
- ・5教科以上 69.6%

（出典）兵庫県教育委員会調査(H21,22)

3. 児童の多面的な理解

複数の教師による生徒指導や児童の多面的な評価が可能になり、児童の心の安定や意欲等に寄与

＜教師へのアンケート：教科担任制導入の効果＞

- ・担任外の同学年の児童と関わっている
56%→79%
- ・複数の教員で特定の児童について話題にしている
76%→88%
- ・児童指導上の問題が発生した時の複数教員による対応を行っている
74%→85%

（出典）横浜市教育委員会調査（R1）

4. 学校の働き方改革

持ちコマ数軽減等により教師の働き方改革を推進し、教材研究の深化、研修の充実、授業準備の効率化、自身の授業の振り返り、児童の学習状況の把握などの充実に寄与

○学級担任の持ちコマ数：**24.6コマ/週**

（出典）学校教員統計(R1)

20コマ/週

令和4年度概算要求

「教育現場におけるオンライン教育の活用」 (抜粋)

令和3年3月29日

内閣府特命担当大臣(規制改革) 河野 太郎

文部科学大臣 萩生田 光一

- 少子化が急速に進展する一方、人工知能（AI）、ビッグデータ等の先端技術が高度化して、あらゆる産業や社会生活に取り入れられたSociety5.0時代が到来しつつあるなど、急速な社会変化が伴う「予測困難な時代」を生き抜くためには、デジタル技術を可能な限り活用し、すべての児童生徒及び学生(以下「児童生徒等」という。)の可能性を引き出すための学びの環境を整備することが必要である。
- このため、GIGAスクール構想の実現に向け、小学校及び中学校において一人一台端末の導入を進めるとともに、高等学校においても端末を整備するなど、ICTをこれからの学校教育を支える基盤的なツールとして活用する環境を整えている。
- 今後は、こうしたICTの環境整備を活かし、各学校における創意工夫の下、児童生徒等の発達の段階に応じて、オンライン教育を有効に活用することによって、教師等が児童生徒等に寄り添い、質の高い教育が行われるようにしていかなければならない。また、今般の新型コロナウイルス感染症の事例だけでなく、その他の感染症や災害の発生時等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒等の学びを保障していかなければならない。
- 一方で、こうした取組を進めるに当たっては、学校がこれからの社会でさらに必要性が増す社会性や人間力を身に付ける場でもあり、児童生徒等の安全性を確保しつつ、それに必要なきめ細かい指導を行うため、児童生徒等と教師等、児童生徒等同士が直接触れ合うことが基本であること、教育現場のICT化は教師数の合理化を目的として行われるものではないことも併せて踏まえる必要がある。

(後略)